

# 令和5年度 入札契約制度等説明資料

## 目 次

(1) 建設業許可制度について . . . . .	1
(2) 経営事項審査制度について . . . . .	18
(3) 建設業許可及び経営事項審査の電子申請について . . . . .	24
(4) 令和6・7年度青森県建設工事競争入札参加資格における主観点について . . . . .	28
(5) 地域建設業経営強化融資制度について . . . . .	29
(6) 令和5年度建設産業振興関係事業について . . . . .	32
(7) 令和4年度建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査の結果について . . . . .	34
(8) 下請報告を怠った場合の指名停止の運用について . . . . .	35
(9) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について . . . . .	37
(10) 中間前金払制度について . . . . .	48
(11) 総合評価落札方式【工事】評価項目等の見直し概要 . . . . .	50
(12) 令和5年4月1日以降適用の労務単価の運用に係る特例措置について . . . . .	52
(13) 建設業退職金共済制度について（建退共青森県支部） . . . . .	53

# 建設業許可制度について

## I 特定建設業許可が必要な工事の下請代金額の変更について

建設業法施行令の改正（令和5年1月1日施行）により、特定建設業の許可が必要な下請代金額の下限について、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）から**4,500万円**（建築一式工事の場合は**7,000万円**）に引き上げられました。

## II 国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について

令和4年度に国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）が二度にわたって改正され、以下の講習修了者（登録基幹技能者）は、主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者の要件を満たす者となりました。

### 1 令和4年8月16日施行

- ① とび・土工・コンクリート工事について10年以上の実務経験を有し、登録圧入工基幹技能者講習を修了した者にあつては「とび・土工工事業」

### 2 令和4年12月16日施行

- ① とび・土工・コンクリート工事について10年以上の実務経験を有し、登録送電線工事基幹技能者を修了した者にあつては「とび・土工工事業」
- ② 電気工事について10年以上の実務経験を有し、登録送電線工事基幹技能者講習を修了した者にあつては「電気工事業」
- ③ さく井工事について10年以上の実務経験を有し、登録さく井基幹技能者講習を修了した者にあつては「さく井工事業」

※有資格コード一覧の基幹技能者欄に「登録圧入工基幹技能者」「登録送電線工事基幹技能者」及び「登録さく井基幹技能者」が追加されています。

## III 建設業許可に係る営業所専任技術者要件の緩和について

令和5年7月1日から、建設業許可に係る営業所専任技術者の要件が緩和され、技術検定合格者を特定の指定学科卒業者と同等とみなし、技術検定合格後に一定期間の実務経験を有する場合に、営業所専任技術者の要件を満たすこととなりました。詳細はP3を御参照ください。

## IV 建設業許可申請書等の提出方法について

令和4年3月30日から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、建設業許可、解体工事業の登録及び浄化槽工事業の登録に係る申請書等の提出方法について、「持参」に加え、「郵送」も認めています。また、令和5年1月10日から、「電子申請」による受付を開始しています。

※電子申請についてはP24を御参照ください。

### 1 提出物について

- ① 申請書等及び確認資料 ② 返信用封筒等（副本等返却用）

返信用封筒等には、切手を貼付し、返信先の住所を記入してください。切手の金額に不足のある場合は「受取人払い」で発送します。

※郵送方法の指定はありません（郵便・レターパック・宅急便等いずれでも可）。

## 2 提出先について

提出先は各地域県民局地域整備部建設管理課です。住所は、P 8を御参照ください。

申請書等の受付日は、提出先への到着日となります。許可等の有効期間を考慮し、余裕をもって郵送して下さるようお願いいたします。

※郵便配達サービスの変更に伴い、発送から申請書等が到着するまで1週間程度かかるケースがあります。お急ぎの方は速達又は書留での発送をお願いします。

## 3 確認資料について

申請時に原本の提示が必要となっている確認資料については、P 8「原本提出書類一覧」を除き、郵送の場合に限り写しで対応します。

提出方法別の添付書類については、P 9～10を御参照ください。

## 4 注意点

申請書等に添付された確認資料は、原則返却いたしません。

申請内容等に不備がある場合は補正を求めますので、控えをお手元に御用意ください。補正の結果、要件を満たすことが確認できなかった場合は、申請書等を収受せずに返送する場合があります。対面審査に比べ審査期間が長くなる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

## IV 合併・事業譲渡等の事業承継に関する認可の創設について

令和2年10月1日から、建設業の譲渡及び譲受け（代替り及び法人成りを含む。）並びに合併及び分割に際し、事前の認可を受けることで、許可の空白期間なく、建設業の許可を承継することが可能になりました。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後30日以内に認可の申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することが可能になります。

認可の要件は、建設業許可と同様の要件が必要となります。

認可申請に必要な様式は、P 11～14を御参照ください。

認可申請に当たっては、事前に各地域県民局地域整備部又は監理課まで御相談ください。

## V 押印見直しについて

令和3年1月1日から、許可申請書等への押印が不要となりました。

押印不要の様式一覧は、P 15を御参照ください。

なお、行政書士による代理申請の場合は、行政書士法施行規則第9条第2項による職印の押印が必要になります。

様式のPDFファイル及びExcelファイルにつきましては、青森県建設業ポータルサイト内「建設業許可申請書等のダウンロード」

([https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/permission\\_download.html](https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/permission_download.html)) のページに掲載しておりますので、こちらを御活用ください。

## VI その他

建設業許可を受けた建設業者であっても、電気工事業を営む場合は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項により電気工事業の届出が必要となります。

詳細についてはP 16～17「建設業の許可を受けて電気工事業を営む方へ」を御参照ください。

## 建設業許可に係る営業所専任技術者要件の緩和について

令和5年5月12日、施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第43号）が公布され、建設業許可に係る営業所専任技術者の要件が下記のとおり緩和されます。

### 記

#### 1 改正の内容

現在、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イの規定により、大学の指定学科（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第1条の表に掲げる学科）卒業後3年の実務経験を有する者及び高校の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされていますが、次に該当する者も要件を満たすこととなります。

- (1) 以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有する者
- (2) 以下の表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、高校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有する者

#### ○検定種目及び対応する指定学科

検定種目	検定種目
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

なお、本要件緩和によりP4～7「有資格コード一覧」中の7※、7〇、8※及び8〇が追加となります。

#### 2 留意点

- (1) 本要件緩和は、指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）及び電気通信工事業においては適用されません。
- (2) 特定建設業許可の営業所専任技術者要件、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者も、指定建設業を除き、同様の扱いとなります。

#### 3 施行期日

令和5年7月1日施行（同日以後の許可申請等から適用）

# 有資格コード一覧（一般建設業）

- 「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）
- 「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
- 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）
- 「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）
- 「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	頭	し	板	方	差	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	清	解		
01	建設業法第7条第2号イ該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	建設業法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
11	一級建設機械施工管理技士	7				7								7																	
1F	一級建設機械施工管理技士補																														
12	二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7				7								7																	
1G	二級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																														
13	一級土木施工管理技士	7		7※	7	7	7※	7※	7	7※	7	7※	7	7				7	7※		7※		7※		7※	7	7※	7			
1H	一級土木施工管理技士補			7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
14	二級土木施工管理技士（土木）	7		7〇	7	7	7〇	7〇	7	7〇	7	7〇	7	7				7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7	7〇	7			
1J	二級土木施工管理技士補（土木）			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
15	二級土木施工管理技士（鋼構造塗装）			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
1K	二級土木施工管理技士補（鋼構造塗装）			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
16	二級土木施工管理技士（薬液注入）			7〇	7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
1L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
20	一級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
2C	一級建築施工管理技士補			7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	
21	二級建築施工管理技士（建築）	7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
22	二級建築施工管理技士（躯体）			7	7〇	7	7〇	7〇	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
23	二級建築施工管理技士（仕上げ）			7	7	7〇	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
2D	二級建築施工管理技士補			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
27	一級電気工事施工管理技士			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7												7※										
2E	一級電気工事施工管理技士補																				7※										
28	二級電気工事施工管理技士								7												7〇										
2F	二級電気工事施工管理技士補																				7〇										
29	一級管工事施工管理技士									7		7※	7※	7※							7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	
2G	一級管工事施工管理技士補																				7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	
30	二級管工事施工管理技士									7		7〇	7〇	7〇							7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
3A	二級管工事施工管理技士補											7〇	7〇	7〇							7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
31	一級電気通信工事施工管理技士																														
3B	一級電気通信工事施工管理技士補																														
32	二級電気通信工事施工管理技士																														
3C	二級電気通信工事施工管理技士補																														
33	一級造園施工管理技士					7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	
3D	一級造園施工管理技士補					7※	7※	7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※	7	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	
34	二級造園施工管理技士					7〇	7〇	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
3E	二級造園施工管理技士補					7〇	7〇	7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	
37	一級建築士		7	7				7		7	7										7										
38	二級建築士		7	7				7		7	7										7										
39	木造建築士			7																											
41	建設・総合技術監理（建設）		7			7			7					7	7									7					7		
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		7			7			7				7	7										7					7		
43	農業「農業土木」、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業土木」、農業「農業農村工学」）		7			7																									
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）								7																						
45	機械「流体工学」「流体機器」「除工学」「船・動力エネルギー機器」を除く・総合技術監理（機械「流体工学」「流体機器」「除工学」「船・動力エネルギー機器」を除く）																				7										
46	機械「流体工学」「流体機器」「除工学」「船・動力エネルギー機器」・総合技術監理（機械「流体工学」「流体機器」「除工学」「船・動力エネルギー機器」）									7											7										
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																					
48	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）									7																					
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7			7																									
50	森林「林業」「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業」「林業・林産」）																														
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7			7																									
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																					
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																					
54	衛生工学「廃棄物管理」「廃棄物・資源管理」総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																					
55	第一種電気工事士									7																					
56	第二種電気工事士【3年】									7																					
58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】									7																					
59	電気通信主任技術者【5年】																														
35	電気工事担任者【3年】（注7）																														
65	給水装置工事主任技術者【1年】									7																					
68	甲種消防設備士																													7	
69	乙種消防設備士																													7	

コード	資格区分	建設業の種類																												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	筋	し	め	板	方	塗	防	内	機	絶	通	国	井	具	水	消	清
71	建築大工			7																										
64	型枠施工			7																										
72	左官				7																									
57	とび・とび工					7																								
73	コンクリート圧送施工					7																								
66	ウエルポイント施工					7																								
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管									7																				
75	給排水衛生設備配管									7																				
76	配管（注1）・配管工									7																				
70	建築板金「ダクト板金作業」							7		7																				
77	タイル張り・タイル張り工										7																			
78	築炉・築炉工・れんが積み										7																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							7			7																			
80	石工・石材施工・石積み							7																						
81	鉄工（注2）・製錬											7																		
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												7																	
83	工場板金																													
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（注4）									7																				
85	板金・板金工・打出し板金																													
86	かわらぶき・スレート施工									7																				
87	ガラス施工																													
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																													
89	建築塗装・建築塗装工																													
90	金属塗装・金属塗装工																													
91	噴霧塗装																													
67	路面標示施工																													
92	量製作・量工																													
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																													
94	熱絶縁施工																													
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
96	造園																													
97	防水施工																													
98	さく井																													
61	地すべり防止工事士【1年】																													
40	基礎施工士（基礎くい工事）																													
62	建築設備士【1年】																													
63	計装士【1年】																													
60	解体工事施工士																													
	登録電気工事基幹技能者																													
	登録橋梁基幹技能者																													
	登録造園基幹技能者																													
	登録コンクリート圧送基幹技能者																													
	登録防水基幹技能者																													
	登録トンネル基幹技能者																													
	登録建設塗装基幹技能者																													
	登録左官基幹技能者																													
	登録機械土工基幹技能者																													
	登録海上起重基幹技能者																													
	登録PC基幹技能者																													
	登録鉄筋基幹技能者																													
	登録圧接基幹技能者																													
	登録型枠基幹技能者																													
	登録配管基幹技能者																													
	登録高・土工基幹技能者																													
	登録切断穿孔基幹技能者																													
	登録内装仕上工事基幹技能者																													
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													
	登録エクステリア基幹技能者																													
	登録建築板金基幹技能者																													
	登録外壁仕上基幹技能者																													
	登録ダクト基幹技能者																													
	登録保温保冷基幹技能者																													
	登録グラウト基幹技能者																													
	登録冷凍空調基幹技能者																													
	登録運動施設基幹技能者																													
	登録基礎工基幹技能者																													
	登録タイル張り基幹技能者																													
	登録構築・路面標示基幹技能者																													
	登録消火設備基幹技能者																													
	登録建築大工基幹技能者																													
	登録硝子工事基幹技能者																													
	登録土工基幹技能者																													
	登録ALC基幹技能者																													
	登録圧入工基幹技能者																													
	登録送電線工事基幹技能者																													
	登録さく井基幹技能者																													

**備考**  
 ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写し他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注1）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注2）鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製作用業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注3）鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。

（注4）板金・板金工：屋根工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の履修はありせん。

（注5）木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

（注6）塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

（注7）電気通信：電気工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年4月1日以前に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者で、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）

# 有資格コード一覧（特定建設業）

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8〇」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
01	建設業法第7条第2号イ該当（指定学科卒業+実務経験）			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	建設業法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	建設業法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）	3	3																											
04	建設業法第15条第2号ロ該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
11	一級建設機械施工管理技士	9				9								9																
1F	一級建設機械施工管理技士補																													
12	二級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																								
1G	二級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
13	一級土木施工管理技士	9		8*	9	9	8*		8*	9	8*	9	9		9	8*		8*		8*		8*		8*		9	8*	9		
1H	一級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*
14	二級土木施工管理技士（土木）			8〇	8	8	8〇		8〇	8〇	8		8〇	8〇		8〇	8〇		8〇		8〇		8〇		8〇	8	8〇	8		
1J	二級土木施工管理技士補（土木）			8〇	8〇	8〇	8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇		8〇	8〇		8〇		8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
15	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）			8〇	8〇	8〇	8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇		8〇	8〇		8〇		8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
1K	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）			8〇	8〇	8〇	8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇		8〇	8〇		8〇		8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
16	二級土木施工管理技士（薬液注入）			8〇	8	8〇	8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇		8〇	8〇		8〇		8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
1L	二級土木施工管理技士補（薬液注入）			8〇	8〇	8〇	8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇		8〇	8〇		8〇		8〇		8〇		8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
20	一級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9		9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	8*	9					9	8*	8*	8*	9
2C	一級建築施工管理技士補			8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
21	二級建築施工管理技士（建築）			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
22	二級建築施工管理技士（躯体）			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
23	二級建築施工管理技士（仕上り）			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
2D	二級建築施工管理技士補			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
27	一級電気工事施工管理技士								9											8*										8*
2E	一級電気工事施工管理技士補																			8*										8*
28	二級電気工事施工管理技士																			8〇										8〇
2F	二級電気工事施工管理技士補																			8〇										8〇
29	一級管工事施工管理技士								9		8*	8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
2G	一級管工事施工管理技士補										8*	8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
30	二級管工事施工管理技士										8〇	8〇	8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
3A	二級管工事施工管理技士補										8〇	8〇	8〇		8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
31	一級電気通信工事施工管理技士																									9				
3B	一級電気通信工事施工管理技士補																													
32	二級電気通信工事施工管理技士																									8				
3C	二級電気通信工事施工管理技士補																													
33	一級造園施工管理技士			8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
3D	一級造園施工管理技士補			8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
34	二級造園施工管理技士			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
3E	二級造園施工管理技士補			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
37	一級建築士	9	9					9		9	9									9										
38	二級建築士			8				8		8										8										
39	木造建築士			8																										
41	建設・総合技術監理（建設）	9			9			9					9	9											9				9	
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9			9				9	9	9											9				9	
43	農業「農業土木」、農業「農業農村工学」・総合技術監理（農業「農業土木」、農業「農業農村工学」）	9			9																									
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							9																	9					
45	機械「流体工学」「流体機器」「熱工学」「熱・動力エネルギー機器」を除く・総合技術監理（機械「流体工学」「流体機器」「熱工学」「熱・動力エネルギー機器」を除く）																								9					
46	機械「流体工学」「流体機器」「熱工学」「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理（機械「流体工学」「流体機器」「熱工学」「熱・動力エネルギー機器」）							9																	9					
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）							9																						9
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）							9																						9
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9								9													9	9			
50	森林「林業」「林業・林産」・総合技術監理（森林「林業」「林業・林産」）																										9			
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																					9				
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）							9																						
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）							9																						9
54	衛生工学「廃棄物処理」「廃棄物・資源循環」総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）							9																			9	9		
55	第一種電気工事士																													
56	第二種電気工事士【3年】																													
58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】																													
59	電気通信主任技術者【5年】																										8			
35	電気工事担任者【3年】（注7）																									8				
65	給水装置工事主任技術者【1年】																													
68	甲種消防設備士																													8
69	乙種消防設備士																													8

コード	資格区分	建設業の種類																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		土	建	大	左	石	屋	電	管	夕	脚	筋	鋪	シ	板	方	塗	防	内	機	絶	通	團	井	具	水	消	清	解
71	建築大工					8																							
64	型枠施工					8																							
72	左官				8																								
57	とび・とび工																												8
73	コンクリート圧送施工																												
66	ウエルポイント施工																												
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																												
75	給排水衛生設備配管																												
76	配管（注1）・配管工																												
70	建築板金「ダクト板金作業」																												
77	タイル張り・タイル張り工																												
78	築炉・築炉工・れんが積み																												
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																												
80	石工・石材施工・石積み																												
81	鉄工（注2）・製罐																												
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）																												
83	工場板金																												
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（注4）																												
85	板金・板金工・打出し板金																												
86	かわらぶき・スレート施工																												
87	ガラス施工																												
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																												
89	建築塗装・建築塗装工																												
90	金属塗装・金属塗装工																												
91	噴霧塗装																												
67	路面標示施工																												
92	農製作・農工																												
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・塗装・表具・表具工																												
94	熱絶縁施工																												
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																												
96	造園																												
97	防水施工																												
98	さく井																												
61	地すべり防止工事士【1年】																												
40	基礎施工士（基礎ぐい工事）																												
62	建築設備士【1年】																												
63	計装士【1年】																												
60	解体工事施工技士																												
	登録電気工事基幹技能者																												
	登録橋梁基幹技能者																												
	登録造園基幹技能者																												
	登録コンクリート圧送基幹技能者																												
	登録防水基幹技能者																												
	登録トンネル基幹技能者																												
	登録建築塗装基幹技能者																												
	登録左官基幹技能者																												
	登録機械土工基幹技能者																												
	登録海上起重基幹技能者																												
	登録PC基幹技能者																												
	登録鉄筋基幹技能者																												
	登録圧接基幹技能者																												
	登録型枠基幹技能者																												
	登録配管基幹技能者																												
	登録嵩・土工基幹技能者																												
	登録切断穿孔基幹技能者																												
	登録内装仕上基幹技能者																												
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																												
	登録エクステリア基幹技能者																												
	登録建築板金基幹技能者																												
	登録外壁仕上基幹技能者																												
	登録ダクト基幹技能者																												
	登録保温保冷基幹技能者																												
	登録グラウト基幹技能者																												
	登録冷凍空調基幹技能者																												
	登録運動施設基幹技能者																												
	登録基礎工基幹技能者																												
	登録タイル張り基幹技能者																												
	登録標識・路面標示基幹技能者																												
	登録消火設備基幹技能者																												
	登録建築大工基幹技能者																												
	登録硝子工基幹技能者																												
	登録土工基幹技能者																												
	登録ALC基幹技能者																												
	登録圧入工基幹技能者																												
	登録送電線工事基幹技能者																												
	登録さく井基幹技能者																												
99	その他（上記に該当するものを除く）																												

**備考**  
 ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

(注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

(注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。

(注4) 板金・板金工：建設工事の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

(注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

(注7) 電気通信：電気工事担当者資格者証の交付を受けた者（令和3年4月1日以降に工事担当者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者で、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担当者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担当者資格者証の交付を受けた者に限る。）

原本提出書類一覧	
1	登記事項証明書
2	納税証明書（事業税）
3	登記されていないことの証明書（法務局発行）
4	身分証明書（本籍地のある市町村発行）
5	住民票
6	営業証明書
7	社会保険料の納入証明書
8	社会保険の加入証明書（建設国保等に加入し、社会保険が適用除外の場合）
9	預金残高証明書又は融資証明書
10	許可指令書（許可の廃業届提出時）

提出先	郵便番号	住所
東青地域県民局地域整備部建設管理課	030-0943	青森市大字幸畑字唐崎76-4
中南地域県民局地域整備部建設管理課	036-8345	弘前市大字蔵主町4
三八地域県民局地域整備部建設管理課	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田7
西北地域県民局地域整備部建設管理課	037-0046	五所川原市字栄町10
上北地域県民局地域整備部建設管理課	034-0093	十和田市西十二番町20-12
下北地域県民局地域整備部建設管理課	035-0073	むつ市中央1-1-8

## 添付書類一覧

※原本=◎ 写し=◆ 原本のPDFデータ=☆

法定書類	持参	郵送	電子申請
有資格の合格証等	◎	◆	☆
卒業証明書	◎	◆	☆
登記事項証明書	◎	◎	☆
納税証明書（事業税）	◎	◎	☆
登記されていないことの証明書（法務局発行）	◎	◎	☆
身分証明書（本籍地のある市町村発行）	◎	◎	☆

常勤確認資料	持参	郵送	電子申請
住民票	◎	◎	☆
賃貸契約書、公共料金領収書（現住所と住民票が異なる場合）	◆	◆	☆
雇用保険被保険者資格喪失届	◎	◆	☆
社会保険標準報酬月額決定通知書	◎	◆	☆
社会保険被保険者資格取得確認通知書	◎	◆	☆
健康被保険者証	◆	◆	☆
住民税特別徴収税額通知書	◎	◆	☆
確定申告書控え	◎	◆	☆
給与台帳（源泉徴収簿）+ 出勤簿等 3 か月分	◎	◆	☆

経験確認資料（期間分）	持参	郵送	電子申請
登記事項証明書	◎	◎	☆
許可指令書又は決算等届出書の副本	◆	◆	☆
工事請負契約書、注文書、請書、請求書	◎	◆	☆
確定申告書控	◎	◆	☆
営業証明書	◎	◎	☆
業務分掌規程、組織図、過去の稟議書その他これらに準ずる書類	◎	◆	☆
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類	◎	◆	☆
人事発令書その他これに準ずる書類	◎	◆	☆

社会保険確認資料	持参	郵送	電子申請
社会保険納付書・領収証書（現金納付）	◎	◆	☆
社会保険料納入告知額・領収済額通知書（口座振替）	◎	◆	☆
納入証明書	◎	◎	☆
申請直前の納入告知書又は前月の領収書（保険料滞納の場合）	◆	◆	☆
社会保険の加入証明書（建設国保等に加入し、適用除外の場合）	◎	◎	☆
社会保険の保険証（建設国保等に加入し、適用除外の場合）	◆	◆	☆

※原本=◎ 写し=◆ 原本のPDFデータ=☆

雇用保険確認資料	持参	郵送	電子申請
労働保険概算・確定保険料申告書の控え+領収済通知	◎	◆	☆
収受印が押された申請時直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え(保険料滞納の場合)	◎	◆	☆
事業所非該当承認通知書(営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合)	◆	◆	☆

財産的基礎確認資料	持参	郵送	電子申請
預金残高証明書又は融資証明書(財務諸表で要件を満たしていない場合)	◎	◎	☆

廃業届	持参	郵送	電子申請
許可指令書(廃業業種を記載するため)	◎	◎	☆
印鑑証明書	◆	◆	☆
戸籍謄本(個人事業主が死亡したとき)	◆	◆	☆
登記事項証明書	◆	◆	☆
管財人選任通知(法人が破産手続開始の決定により解散したとき)	◆	◆	☆

解体工事業の登録	持参	郵送	電子申請
有資格の合格证等	◎	◆	/
卒業証明書	◎	◆	
指定講習修了証	◆	◆	
登記事項証明書	◎	◎	
住民票	◎	◎	

浄化槽工事業の登録、特例浄化槽工事業の届出	持参	郵送	電子申請
浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証	◆	◆	/
登記事項証明書	◎	◎	
住民票	◎	◎	

認可申請様式一覧（持参又は郵送のみ）

様式名称	摘要	様式番号	申請区分			
			譲渡及び譲受け	合併	分割	相続
申請書	申請区分に応じた様式を提出すること。	様式第22号の5	○	—	—	—
		様式第22号の7	—	○	—	—
		様式第22号の8	—	—	○	—
		様式第22号の10	—	—	—	○
申請書別表	※申請者が個人の場合は、別紙1は不要	別紙1	○	○	○	○
		別紙2	○	○	○	○
		別紙3	○	○	○	—
工事経歴書	R2.10.1様式改正 建設業法の誤った理解による完成工事高の計上や無許可営業等を防止するため、「その他工事」の工事経歴書についても作成、提出していただくよう、御協力をお願いします。	第2号	○	○	○	○
直前3年の各事業年度における工事施工金額		第3号	○	○	○	○
使用人数	R2.10.1様式改正	第4号	○	○	○	○
誓約書	R2.10.1様式改正	第6号	○	○	○	○
常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書	R2.10.1様式改正 ※いずれか該当するものを提出してください。	第7号	○	○	○	○
常勤役員等及び当該役員等を直接に補佐する者の証明書		第7号の2				
常勤役員等の略歴書	R2.10.1様式改正	第7号別紙	○	○	○	○
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	※様式第7号の2を提出する場合に必要	第7号の2別紙	△	△	△	△
組織図	※様式第7号の2を提出する場合に必要	—	△	△	△	△
健康保険等の加入状況		第7号の3	▲	▲	▲	○ ※3
令第3条に規定する使用人一覧表	従たる営業所がある場合は提出	第11号	○	○	○	○
許可申請者の住所生年月日等に関する調書	R2.10.1様式改正 ※様式第7号別紙又は第7号の2別紙を提出した者については不要	第12号	○	○	○	○
令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	従たる営業所がある場合は提出 様式第12号を提出した者については不要	第13号	○	○	○	○

認可申請様式一覧（持参又は郵送のみ）

様式名称	摘要	様式番号	申請区分			
			譲渡及び譲受け	合併	分割	相続
定款（写し）	法人のみ	—	○	○	○	—
株主（出資者）調書	法人のみ	第14号	○	○	○	—
財務諸表（法人） （貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表）		第15号～ 第17号の2	○	※1	※2	—
附属明細書	資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の特例株式会社を除く株式会社は提出。また有価証券報告書提出会社については、平成20年4月1日以降は、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出は免除。	第17号の3	○	※1	※2	—
財務諸表（個人） （貸借対照表、損益計算書）		第18号～ 第19号	○	—	—	○
登記事項証明書	法人のみ （個人で支配人登記がされている場合には提出）	—	○	※1	※2	○
営業の沿革		第20号	○	※1	※2	○
所属建設業団体		第20号の2	○	※1	※2	○
納税証明書	知事：事業税 大臣法人：法人税 大臣個人：所得税 ※法人設立直後等で納税証明書の提出ができない場合、開業届の写し等を提出	—	○	※1	※2	○
主要取引金融機関名		第20号の3	○	○	○	○
誓約書	事業の承継後2週間以内に様式第7号の3及び社会保険関係の届書を提出したことを証する書面を提出する旨の誓約書	第22号の6	○	○	○	—
		第22号の11	—	—	—	○ ※3
法人の役員、個人事業主本人、令第3条に規定する使用人 （支配人・支店長・営業所長等）分の登記されていないことの証明書（正本1部のみ）	相談役、顧問、株主等については不要	—	○	○	○	○

認可申請様式一覧（持参又は郵送のみ）

様式名称	摘要	様式番号	申請区分			
			譲渡及び譲受け	合併	分割	相続
法人の役員、個人事業主本人、令第3条に規定する使用人（支配人・支店長・営業所長等）分の身分証明書（正本1部のみ）	相談役、顧問、株主等については不要	—	○	○	○	○
譲渡及び譲受けに関する契約書（写し）		—	○	—	—	—
譲渡、譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類（写し）	法人のみ	—	○	—	—	—
合併の方法及び条件が記載された書面（写し）		—	—	○	—	—
合併契約書及び合併比率説明書（写し）		—	—	○	—	—
合併に関する法人の意思の決定を証する書類（写し）		—	—	○	—	—
分割契約書・分割計画書の写し及び分割比率説明書（写し）	（吸収分割の場合）分割契約書 （新規分割の場合）分割計画書	—	—	—	○	—
分割の方法及び条件が記載された書面（写し）		—	—	—	○	—
分割に関する法人の意思の決定を証する書類（写し）		—	—	—	○	—
申請者と被相続人との続柄を証する書類	戸籍謄本等	—	—	—	—	○
申請者以外の相続人の同意書	※申請者以外に相続人がある場合に提出	—	—	—	—	△

認可申請様式一覧（持参又は郵送のみ）

様式名称	摘要	様式番号	申請区分			
			譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続
返信用封筒	※確認資料について、郵送での受取りを希望する場合に必要（要切手貼付）	—	△	△	△	△

○：必要書類、△：必要に応じて添付、▲：事業の承継の日から2週間後に提出

※1 新設合併の場合は不要。

※2 新設分割の場合は不要。

※3 申請時、既に社会保険の加入の届書を提出している場合は、確認資料とともに様式第7号の3を添付し、申請時まで当該届書を提出していない場合は、様式第22号の11の誓約書を添付する。

【注意事項】

・上記に記載のないものであっても、必要と認める書類の提出を求めることがあります。

・申請人（譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人）が建設業許可を有している場合、一部提出を省略できる書類があります。詳細については、お問合せください。

・認可申請に当たっては、事前に各地域県民局地域整備部又は監理課までご相談ください。

## ○提出時に押印不要の様式一覧

様式	様式名
第一号	建設業許可申請書
第六号	誓約書
第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書
第七号別紙	常勤役員等の略歴書
第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書
第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
第七号の三	健康保険等の加入状況
第八号	専任技術者証明書(新規・変更)
第九号	実務経験証明書
第十号	指導監督的実務経験証明書
第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書
第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
第二十二号の二	変更届出書
第二十二号の三	届出書
第二十二号の四	廃業届
第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書
第二十二号の六	誓約書
第二十二号の七	合併認可申請書
第二十二号の八	分割認可申請書
第二十二号の九	届出書
第二十二号の十	相続認可申請書
第二十二号の十一	誓約書
第二十二号の十二	届出書

# 建設業の許可を受けて電気工事業を営む方へ

青森県危機管理局消防保安課

建設業（電気工事業）の許可を受けただけで、消防保安課に電気工事業の届出等をしていないと、電気工事の請負はできますが、自社で電気工事を行うことはできません。

建設業法第3条第1項により建設業の許可を受けた事業者が、電気工事業を営む場合は、以下の場合（※）を除き、電気工事業法第34条に基づき、国または県に電気工事業の届出又は通知する必要があります。

## ※電気工事業の届出等が不要の場合

- ・元請業者が工事の監督のみを行い、下請業者（登録（通知）電気工事業者）が電気工事を施行する場合
- ・軽微な工事をする場合（詳細は、裏面記載）
- ・自社施設内の電気設備を自社で工事する場合

注意

もし、この届出等をしないで電気工事業を開始した場合、2万円以下の罰金を科せられる可能性もあります。

## 必要な手続き

### ケース1 新たに電気工事業を営む場合

- ①電気工事の種類が、一般用電気工作物のみ又は一般用電気工作物及び自家用電気工作物の場合
  - ・ 電気工事業を開始した日から遅滞なく、「電気工事業開始届出書」等を青森県危機管理局消防保安課産業保安グループへ提出してください。
- ②電気工事の種類が、自家用電気工作物のみの場合
  - ・ 事業を開始する10日前までに「電気工事業開始通知書」等を青森県危機管理局消防保安課産業保安グループへ提出してください。

### ケース2 登録電気工事業者が、建設業の許可を受けた場合

登録電気工事業者が電気工事業の建設業許可を受けた場合は、その登録の廃止を行った上、改めて「みなし登録電気工事業者」の開始届出を行う必要があります。

- ・ 建設業の許可を取得し電気工事業を開始した日から遅滞なく、「電気工事業廃止届出書」及び「電気工事業開始届出書」等を青森県危機管理局消防保安課産業保安グループへ提出してください。

## 申請書類等

必要な書類等は、「青森県電子申請・届出システム」に掲載されています。

「青森県電子申請・届出システム」で検索するか、または「青森県庁ウェブサイト」のトップページにある「利用の多いページ」の「電子申請・届け出」をクリックしてください。

### 〈「青森県電子申請・届出システム」内の検索方法〉

「申請書ダウンロードへ」(画面右上)をクリック

→「青森県電子申請・届出システム 申請書ダウンロード」の「検索メニュー」の「手続き名」に以下の手続き名を入力し、「検索」をクリック

#### 〈手続き名〉

ケース1の①の場合 「電気工事業開始届出」

〃 ②の場合 「電気工事業開始通知」

ケース2の場合 「電気工事業開始届出」

「電気工事業廃止届」

## お問合せは、以下の連絡先まで

### 〈連絡先〉

青森県危機管理局消防保安課産業保安グループ

住所 青森市新町2-4-30 青森県庁北棟2階

電話 017-734-9392

なお、電気工事を施工する事業所が、青森県以外の都道府県にもある場合は、届出(通知)先は国になります。まずは、上記の連絡先にお問合せください。

### 軽微な工事(電気工事士法施行令第1条該当)

- ①電圧600V以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600V以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- ②電圧600V以下で使用する電気機器(配線器具を除く。以下同じ。)又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線(コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。)をねじ止めする工事
- ③電圧600V以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- ④電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器(二次電圧が36V以下のものに限る。)の二次側の配線工事
- ⑤電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- ⑥地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

# 経営事項審査制度について

## I 経営事項審査の受付方法について

青森県知事許可業者の経営事項審査申請は、郵送又は電子申請システムにより受付します。

経営事項審査を希望する方は、提出書類等の詳細について青森県建設業ポータルサイト内「経営事項審査」ページに掲載している、「経営事項審査の手引き（令和5年4月）」を御確認の上、監理課宛てに書類等を郵送又は電子申請（P24参照）して下さるようお願いいたします。

## II 令和4年8月15日改正について

### 1 改正内容

技術職員名簿の講習受講欄を「1（評価対象）」とするための要件が改正されました。

次の(1)～(3)の要件を全て満たしている場合、評価対象とされているところですが、(3)について加算可能な期間が「講習を受講した日から5年間」から「講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年間」に変わりました。（令和4年8月15日以降の申請で適用）

- (1) 建設業法第15条第2号イに該当する者であること（経営事項審査で1級国家資格者として評価される者）。
- (2) 監理技術者資格者証の交付を受けていること。
- (3) 審査基準日が監理技術者講習（建設業法第26条の5から7までの規定による）を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと。

## III 令和5年1月1日改正について

### 1 改正内容

「その他の審査項目（社会性等）」が改正されました。

#### (1) ワークライフバランスに関する取組の状況の新設【項番 51～53 手引き P31】

次のア～ウの取得している認定のうち、最も配点の高いものを評価します。

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

- ・プラチナえるぼし認定（配点5）
- ・えるぼし認定3段階目（配点4）
- ・えるぼし認定2段階目（配点3）
- ・えるぼし認定1段階目（配点2）

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

- ・プラチナくるみん認定（配点5）
- ・トライくるみん認定（配点3）
- ・くるみん認定（配点3）

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

- ・ユースエール認定（配点4）

**(2) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の新設【項番 54 手引き P32】**

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事のうち、全ての建設工事又は全ての公共工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施している場合に評価します。

※令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から評価対象となります。

**(3) 建設機械の保有状況における加点対象建設機械の追加【項番 64 手引き P35】**

次のア～エが加点対象の建設機械として追加されました。

**ア ダンプ車**

加点対象は、自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものです。

なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は加点対象となりません。

**イ 締固め用機械**

加点対象は、特定自主検査の対象機械である「ロードローラー」、「タイヤローラー」、「振動ローラー」及び「ハンドガイドローラー」です。

なお、「コンパクト」や「ランマー」等の明確に自走能力がない建設機械は、特定自主検査の対象機械ではないため、加点対象となりません。

**ウ 解体用機械**

加点対象は、特定自主検査の対象機械である「ブレーカ」、「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」及び「解体用つかみ機」です。

なお、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点しません。

**エ 高所作業車**

加点対象は、特定自主検査の対象となる「作業床の高さが2メートル以上の高所作業車」です。

**(4) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況における加点対象の追加【項番 65 手引き P36】**

加点対象とされる環境配慮に関する取組に、エコアクション21の認証が追加されました。

環境配慮に関する取組については、ISO14001の登録（配点5）とエコアクション21の認証（配点3）をいずれも取得している場合は、配点の高いものを評価します。

### Ⅲ その他留意点について

#### 1 経営事項審査事前確認に係る確認書類の簡素化について

技術職員名簿等（経営事項審査の事前確認）の確認書類として、（公財）青森県建設技術センター（以下「センター」という。）に提出する資格証等の写しは、過去の事前確認において既に提出している場合、有効期間の定めがないもの限り、再度の提出が不要となりました。

※ 有効期間の定めがないものでも、有資格区分コードを変更する場合や新規掲載者がいる場合は、提出が必要です。

##### 【再度の提出が不要になるもの】

検定又は試験の合格証その他の資格を証明する書類の写し

→合格証明書、免状、実務経験証明書等

##### 【毎回提出が必要なもの】

有効期間の定めがある資格証の写し

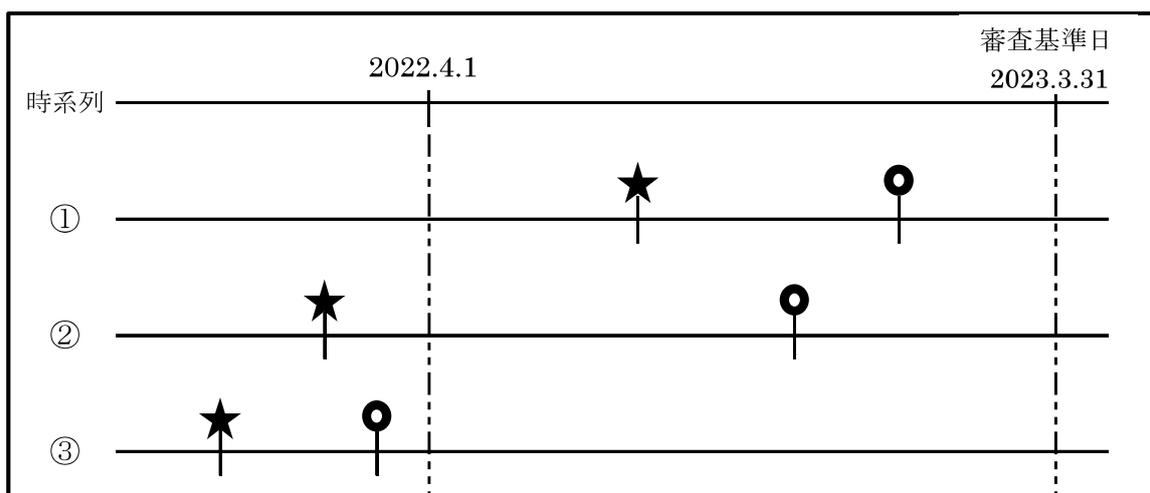
→監理技術者資格者証、登録基幹技能者講習修了証等

#### 2 新規若年技術職員について【項番48関係】

新規若年技術職員とは、審査対象年内に技術職員（＝技術職員名簿に掲載可能）となった者であり、以下のいずれかに該当する者です。

- ・審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者
- ・審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6か月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

【例】3月決算法人で、令和5年3月31日を審査基準日として経営事項審査を受ける場合（前審査基準日の技術職員名簿上に掲載のなかった者で、35歳未満である。）



★ : 6か月を超える恒常的な雇用関係に至った日

● : 資格を有するに至った日

※ ★ と ● は順不同である

※ センターで確認を受ける際の提出書類のうち、確定申告書の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し等個人番号が記載されているものに関しては個人番号を黒塗りした状態で提出してください。

(1) 技術職員名簿の「新規掲載者」欄（20005帳票）

前審査基準日において掲載されていない技術者の場合、①及び②のケースにおいて新規掲載者欄に「○」がつきます。

(2) 申請書様式別紙3（その他審査項目（社会正等））【項番48】（20004帳票）

①及び②のケースでは、新規若年技術職員と認められます。

③のケースの場合、今回の審査基準日において初めて技術職員名簿に掲載された者であっても、新規若年技術職員とは認められません。

→【理由】新規に技術職員となったのが審査対象年内ではないため。

※ 技術職員名簿において新規掲載者となった者であっても、新規若年技術職員に含めることができない場合があるため注意してください。

### 3 技術者登録について（県入札参加資格申請に必要）

(1) 県内建設業者で県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、入札参加資格を申請する業種の技術職員について、技術者登録又は登録内容の変更の手続きが必要です。

県が技術者情報の管理を委託しているセンターに登録がなければ、所属技術者と認められませんので、資格の変更や新規雇用技術者等の異動等に伴う変更届は速やかに行ってください。

(2) 技術者登録の有資格コードは、経営事項審査のものとは異なりますので留意してください。

### 4 工事経歴書に記載する工事の業種について

一式工事（土木一式及び建築一式）の工事経歴書に下請工事がある場合は、当該工事が専門工事であるおそれがあることから、工事の内訳が分かる資料（契約書、注文書、請書、見積書等）を必ず提出してください。

### 5 追加した許可業種に係る経営事項審査について

経営事項審査の受審後に、建設業の業種追加申請により新たに許可を取得した場合、追加した業種の審査を受けることが可能です。ただし、以下の点に留意してください。

- ・追加業種についてのみ審査を行い、総合評定値を算出します。受審済の業種については、再審査及び総合評定値の算出は行いません。
- ・追加する業種の完成工事高は、「その他工事」に記載の金額に限り計上することができます。  
なお、手数料は2,500円×追加業種数となります。

## 経営事項審査に係る技術職員名簿等の事前確認書類作成時の留意点

### 1 審査基準日時点での状況確認

経営事項審査に係る技術職員名簿等に関しては、審査基準日時点の状況について内容を確認していません。

審査基準日以前に離職された方や、審査基準日以降に取得した資格、雇用された方は対象外となります。

※技術職員名簿の作成にあたって、「技術者登録」の手続きをしていない旨の問い合わせが毎年ありますが、県へ指名願いを提出している会社が行う「技術者登録」は更新の都度行うものであり、経審の常勤証明に影響するものではありません。

### 2 チェックリストでの添付書類確認

チェックリストは添付の書類に不足や不備がないか申請者自身に確認していただいているものです。

・作成に当たっては、経営事項審査申請の手引きのP124や（公財）青森県建設技術センター（以下「センター」という。）のホームページを確認し、最新のチェックリストを使用してください。

（リストの左上に「令和5年度」の記載があるものが最新版です。）

・チェックをPC上で入力して添付するケースが散見されますので、リストを印刷したうえで手書きでのチェックをするようお願いいたします。

### 3 事前確認書類の編綴方法

・添付資料につきまして、技術者ごとに書類をまとめてあると審査に時間がかかるため、チェックリスト枠外下部に記載があるように、書類の種類ごとにまとめ、技術職員名簿順に並べたものを提出してください。

### 4 資格のコード

・平成27年度以前に取得した資格に関しては、有資格コードが経過措置コード（アルファベットを含むもの）にあたるか確認して記載してください（経営事項審査申請の手引きP24 参考例参照）。

### 5 実務経験証明書

複写・貼付によるものと思われる誤りが見受けられますので、作成時には留意してください。

一人の技術者が2つ以上の業種の実務経験を取る際、証明期間を重複することはできません。

センターでの確認を終えた実務経験証明書の原本は申請者が保管してください。

令和2年まで押印していた確認印は現在押印していませんが、証明書の取扱いは同じです。

代理人（行政書士等）が原本を持っている場合は、申請者へ原本を返却してください。

技術者が他社へ移った場合も、センターで審査が通った証明書はそのまま確認可能となります。

センターが確認印を押印した実務経験証明書は、青森県が実施する経営事項審査に限り有効なものです。他機関に提出する場合は、センターの確認印のない証明書の写しを提出してください（記載内容は統一してください。）。

### 6 標準処理期間

通常1か月程度の日数を要します。また、書類に不備がある場合は、それに伴う修正・審査により、さらに日数を要します。このため、受領希望日から逆算して1か月以上の余裕をもって事前確認書類の提出をお願いします。

## 県へ入札参加資格申請をしている場合の技術者登録についての留意点

### 【技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の事前確認の違いについて】

(公財)青森県建設技術センターで手続きをしている、「指名願や県発注工事の受注に係る技術者登録」と「経営事項審査に係る技術職員関係書類の事前確認」は、それぞれ異なるものです。技術者登録は、青森県(国及び市町村は不可)に入札参加資格申請をしている方のみ行うものです。経営事項審査の事前確認を行っていても、技術者登録がされているわけではありません。

青森県に入札参加資格申請をしている方は、技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の事前確認の両方を行う必要があります。

経営事項審査に係る技術職員の事前確認は、審査基準日(決算日)時点のもので年一度行い、技術者登録は、技術職員の変動があった都度行ってください。

- ・技術者登録は、対象技術者が継続雇用されて3か月以上経過してから書類提出をお願いいたします(有期契約労働者は1年経過後提出)。
- ・平成27年度以前に使用された有資格コード73「とび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工」は、平成28年度に資格コード6B「型枠施工」と5B「とび・とび工」及び7A「コンクリート圧送施工」へと細分化されました。これにより、平成27年度以前に73「とび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工」で登録されている技術者は、技術者登録上すべて7A「コンクリート圧送施工」として登録されています。このため、資格が6B「型枠施工」や5B「とび・とび工」となる技術者は、新しい資格コードへの変更登録が必要となりますので、確認の上、変更届の御提出をお願いいたします。
- ・平成30年4月1日以降、電気通信工事施工管理技士及び登録基幹技能者の技術者登録が可能になりました。資格をお持ちで、未だ登録がお済でない方は書類の提出をお願いします。

### <登録コード>

電気通信工事施工管理技士

- ・1級・・・コード番号 31
- ・2級・・・コード番号 32

登録基幹技能者

コード番号 36

- ・(公財)青森県建設技術センターに登録している解体工事業に係る技術者のうち、平成28年6月1日より前に1級土木施工管理技士等を取得していた技術者については、経過措置コードに一括置換えしています。このため、登録解体工事講習を受けた場合又は解体の実務経験が1年以上ある場合は、資格コードの変更届を提出する必要があります。(解体工事の資格を登録し、経過措置コードから通常のコードに置き換える。)

# 建設業許可及び経営事項審査の電子申請について

## I 電子申請システムについて

令和5年1月10日から建設業許可や経営事項審査の電子申請による受付を開始しております。従来どおり書面による申請も可能です。

名称：建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）

アドレス：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>

### 1 対象となる手続き

電子申請システムにおいて手続きができるのは、建設業許可申請（新規、許可替え新規、般特新規、業種追加、更新）、変更届（事業年度終了届出書を含む）及び廃業届並びに経営事項審査申請です。

### 2 電子申請の方法

電子申請システムにログインするためには、GビズIDプライムアカウント又はGビズIDメンバーアカウントが必要です。

メンバーアカウント（従業員等用）は、プライムアカウント（法人の代表者/個人事業主）が作成し、申請可能なサービスを設定することで申請が可能になります。

代理申請の場合は、委任者（建設業者）と受任者（行政書士等）それぞれがGビズIDプライムアカウントを有していることが必要です。電子申請システム上で委任状を作成することで、代理申請が可能になります。

電子申請システムの操作方法等については、下記URLから操作マニュアル及び解説動画を必ず御確認ください。

(1) 国交省ホームページ（建設業許可・経営事項審査電子申請システム操作マニュアル）

[https://www1.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

(2) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム 申請者向け【基本編】

<https://youtu.be/K9hfkcJ0uoc>

(3) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム 申請者向け【操作編】

<https://youtu.be/oRipaKjtC7M>

(4) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム 申請者向け【代理申請編】

<https://youtu.be/vuT4T6HTTes>

## II 審査について

電子申請された建設業許可に関する申請・届出は、各地域県民局地域整備部建設管理課で、経営事項審査については県土整備部監理課及び（公財）青森県建設技術センターで審査します。

申請内容について補正が必要な場合は、電子申請システムで通知を行います。通知に気づいていない等で補正が完了しない場合は、結果通知書の発行が遅れる原因になりますので、申請後は定期的に通知が来ていないか御確認ください。

## III 申請手数料等について

### 1 納付の流れ

審査終了後、電子申請システムで申請手数料の納付指示を行います。納付指示の通知を受けて

から申請手数料を納付してください。

納付指示の通知から納付までの期間が空くと、結果通知書の発行が遅れる原因になりますので、申請後は定期的に通知が来ているか御確認ください。

※申請手数料の納付後に、申請手数料の還付及び申請業種の変更はできないため、納付前に申請業種に誤りがないか再度御確認ください。

## 2 納付方法

次の2つから選択してください。

### (1) 電子申請システムからインターネットバンキングによるお支払い

事前に対応金融機関のインターネットバンキング利用契約が必要です。

青森県では、申請手数料に係る収納の事務を「ウェルネット株式会社」に委託しています。

### (2) 青森県収入証紙によるお支払い

青森県収入証紙を電子申請システムから出力したはり付け欄（用紙）に貼付してください。県土整備部監理課へ持参又は書留若しくは普通郵便による郵送で提出してください。

## IV 建設業許可の電子申請について

### 1 建設業許可申請等に係る提出書類等

必要書類は、バックヤード連携される情報を除き、書面による申請の場合と同様です。

#### (1) 申請書について

電子申請システム上で作成し、提出してください。電子申請システム上で作成できない書類については、エクセル等から作成し、PDFデータで添付してください。

#### (2) 確認書類について

原本を直接スキャンしPDFデータで添付してください。

(提出方法別の添付書類については、P 9～10を御覧ください。)

### 2 許可通知書の送付について

許可指令書は郵送により送付します。電子交付は行いません。

## V 経営事項審査の電子申請について

### 1 電子申請の流れ

経営事項審査は、「①経営状況分析（Y）」と「③経営規模等評価（XZW）」から成り立っています。

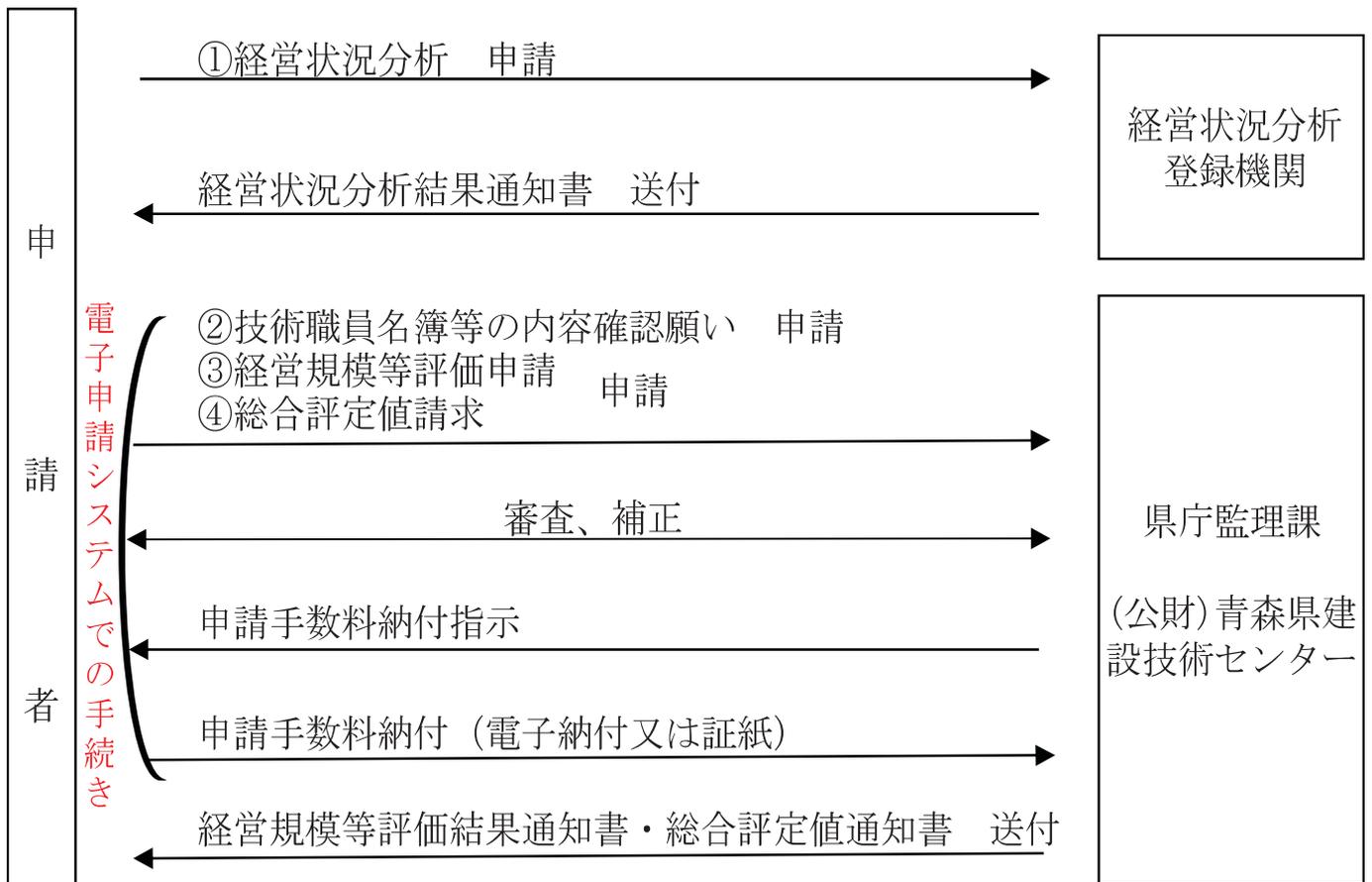
また、「③経営規模等評価（XZW）」の申請をするためには、「②技術職員名簿等の確認願い」を（公財）青森県建設技術センターに提出する必要があります。

なお、④総合評定値（P）の通知を請求する場合は、事前に「①経営状況分析（Y）」を行い、経営状況分析結果通知書を受領している必要があります。

電子申請システムから経審申請を行う場合、②③を同時に申請する必要があります。

※同時に申請しなければ電子申請システム上でエラーとなり申請ができません。

②③と④は同時に行うことができますので、できるだけ①の結果通知書受領後、②③④は同時に行ってください。なお、法律上は①と②③のどちらを先に行ってもよいことになっていますが、①を先に申請してください。



## 2 電子申請に必要な提出書類等

### (1) 申請書について

経営事項審査申請の手引き（電子申請用）別紙「電子申請時の提出書類一覧」を参考に電子申請システム上で作成し、提出してください。

電子申請システム上で作成できない書類については、エクセル等から作成し、PDFデータで添付してください。

### (2) 確認書類について

経営事項審査申請の手引き（電子申請用）別紙「電子申請時の提出書類一覧」を参考に該当する項目にPDFデータで添付してください。

電子申請システムのデータ連携により、確認書類の添付が省略できるものがあります。

青森県の取扱いでは電子申請時に添付不要としているが、電子申請システムの仕様上エラーが出る項目については、「青森県 電子申請用代替様式」を該当項目に添付してください。

## VI 技術職員名簿等内容確認願いについて

### 1 提出方法

経営事項審査の電子申請をする場合、技術職員名簿等の提出は以下の2つの方法があります。

#### (1) (公財) 青森県建設技術センターから確認を受けた書面を PDF で添付する。

書面で技術職員名簿等の確認願いを (公財) 青森県建設技術センターに提出し、收受印が押された技術職員名簿等を電子申請システム上の「その他添付ファイル」にPDFで添付してください。

この場合、返送された技術職員名簿等と同じ内容を電子申請システムへ入力してください。

また、技術職員の常勤性を確認する資料や資格等を証明する資料の添付は省略できます。代わりに、「青森県 電子申請用代替様式」を添付してください。

## (2) 電子申請システム上で技術職員名簿等の確認願いを行う。

電子申請システム上で、技術職員名簿等の確認願いを行うことができます。

この場合、電子申請システム上で技術職員の「常勤性を確認する資料」や「資格等を証明する資料」の添付をする必要があります。また、**その他添付ファイルに「技術職員名簿等チェックリスト」をPDFで添付してください。**申請内容に不備があった場合は（公財）青森県建設技術センターから電子申請システム上で補正指示があります。

## 2 入力方法

### (1) 有資格コードについて

技術職員名簿に掲載された方の有資格コードがアルファベット付きの附則第4条該当コードを使用した場合は電子申請システム上エラーとなります。附則第4条該当コードを同じ資格の数字のコードに修正して入力してください。

例 1 1 A (一級建設機械施工管理技士(附則第4条該当)) → 1 1 1 (一級建設機械施工管理技士)

1 1 C (一級土木施工管理技士(附則第4条該当)) → 1 1 3 (一級土木施工管理技士)

**※アルファベットを数字に修正できるのは、解体工事以外の業種で申請する場合です。解体工事で申請する場合には、附則第4条該当コードの技術職員は申請自体することができませんので、御注意ください。**

### (2) 提出書類について

電子申請システム上で技術職員名簿等の確認願いを行う場合も書面申請時と同様に、技術職員の「資格等を証明する資料」は、前年度と同一の資格で有効期間の定めがないものは提出不要です。

**※初めて電子申請システム上で技術職員名簿等の確認願いを行う場合で、業種を解体工事で申請する際は、前年度から資格等の変更がなくても「資格等を証明する資料」に資格証等の添付をしてください。**

## Ⅶ 結果等通知書について

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、概ね1か月（30日）を目安として発送します。ただし、申請書の補正や申請手数料の納付待ちの期間は含みません。

電子申請の場合でも、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は書面で申請者（代理申請の場合は代理申請者）宛に郵送します。

※電子申請の場合、返信用封筒は不要です。

### 【問合せ先】

#### ●申請に関すること（手続の流れ、確認書類等）

青森県 県土整備部 監理課 建設業振興グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 北棟3階

電話 017-734-9640

FAX 017-734-8178

青森県庁ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp>

青森県建設業ポータルサイト

<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>

経営事項審査(ポータルサイト内)

<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/examination.html>

#### ●電子申請システムの操作方法に関すること

建設業許可・経営事項審査電子申請システム (JCIP) ヘルプデスク

電話 0570-033-730

メール JCIPの「お問い合わせ画面」に照会内容等を入力の上送信してください。

国交省ホームページ [https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

# 令和6・7年度青森県建設工事の競争入札参加資格審査における主観点について

## 1 審査項目の変更

### (1) 環境マネジメントシステム関係

令和5年1月からエコアクション21の認証・登録が客観的査定要素（経営事項審査）の評価項目となり、主観点と重複するため評価方法を変更します。

現行、主観点として「エコアクション21の認証・登録またはKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録がある場合」に加点しているものを、「経営事項審査においてISO14001の登録及びエコアクション21の認証・登録の両方で評価されておらず、かつ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録がある場合」にのみ加点することとし、加点を「5点」から「4点」に変更します。

### (2) 新規学卒者継続雇用関係

将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっているため、新規学卒者の継続雇用の加点要件について、高等学校卒業者の地域要件（青森県内の高等学校卒業）を撤廃し、県外の高等学校卒業者についても認めることとします。

## 2 審査項目の削除

青森県健康経営認定制度について、県がん・生活習慣病対策課では、令和5年7月で新規受付を終了、有効期間が最長で令和7年3月31日までと予定しており、令和6・7年度競争入札参加資格の有効期間（令和6年7月1日から令和8年6月30日まで）の途中で制度が終了することから同制度を加点対象から削除します。



# 制度導入にあたってのQ & A

## I. 導入するメリットは？

- 施工する建設企業の資金調達の円滑化を図ることを通じて、発注工事の品質確保や円滑な施工に資することが期待されます。
- 元請建設企業が下請建設企業や労働者に早期に支払いを行うことができ、地域経済の活性化にも寄与します。
- 制度の活用により、中小・中堅建設企業に対する新たな支援策を提供することが可能となります。

## II. 前金払制度・中間前金払制度との関係は？

- 建設企業は本制度の活用により、前金払・中間前金払を受けた後、完工後の工事請負代金の支払いを受けるまでの間の一貫した資金調達が可能となります。
- このため、前金払制度・中間前金払制度に加え、本制度を導入することにより、建設企業の資金調達の円滑化を一層図ることが可能となります。

## III. 導入にあたって地方公共団体の負担は？

- 導入には債権譲渡の承諾のみを行えば足りるため、財政負担は生じません。
- 既に導入した地方公共団体においては、既存の事務執行体制で対応しているケースも多く見られます（事務取扱要領等の作成にあたっては、都道府県や近隣の導入済み市区町村がHP等に公開しているものを参考にしたり、地方整備局等や導入済みの地方公共団体から情報収集して作成しているケースが見られます。）。
- 本制度による融資を行う場合、融資時点での出来高確認を行うことが必要ですが、融資事業者が出来高確認を行うため、発注者が行う必要はありません。

## IV. 債権譲渡は原則禁止ではないのですか？

- 公共工事標準請負契約約款第5条においては、公共工事請負代金債権はその債権譲渡が原則禁止されていますが、発注者が認めた場合は、債権譲渡が可能となっています。
- 本制度については
  - ・ 出来高相当分に係る工事請負代金額から前払金、中間前払金等を控除した金額についてのみ債権譲渡を認めること
  - ・ 譲渡先が建設業の実務に関して専門的知見を有する者に限定されていることから、債権譲渡を認めた場合でもそれに伴うリスクが極めて低くなっています。

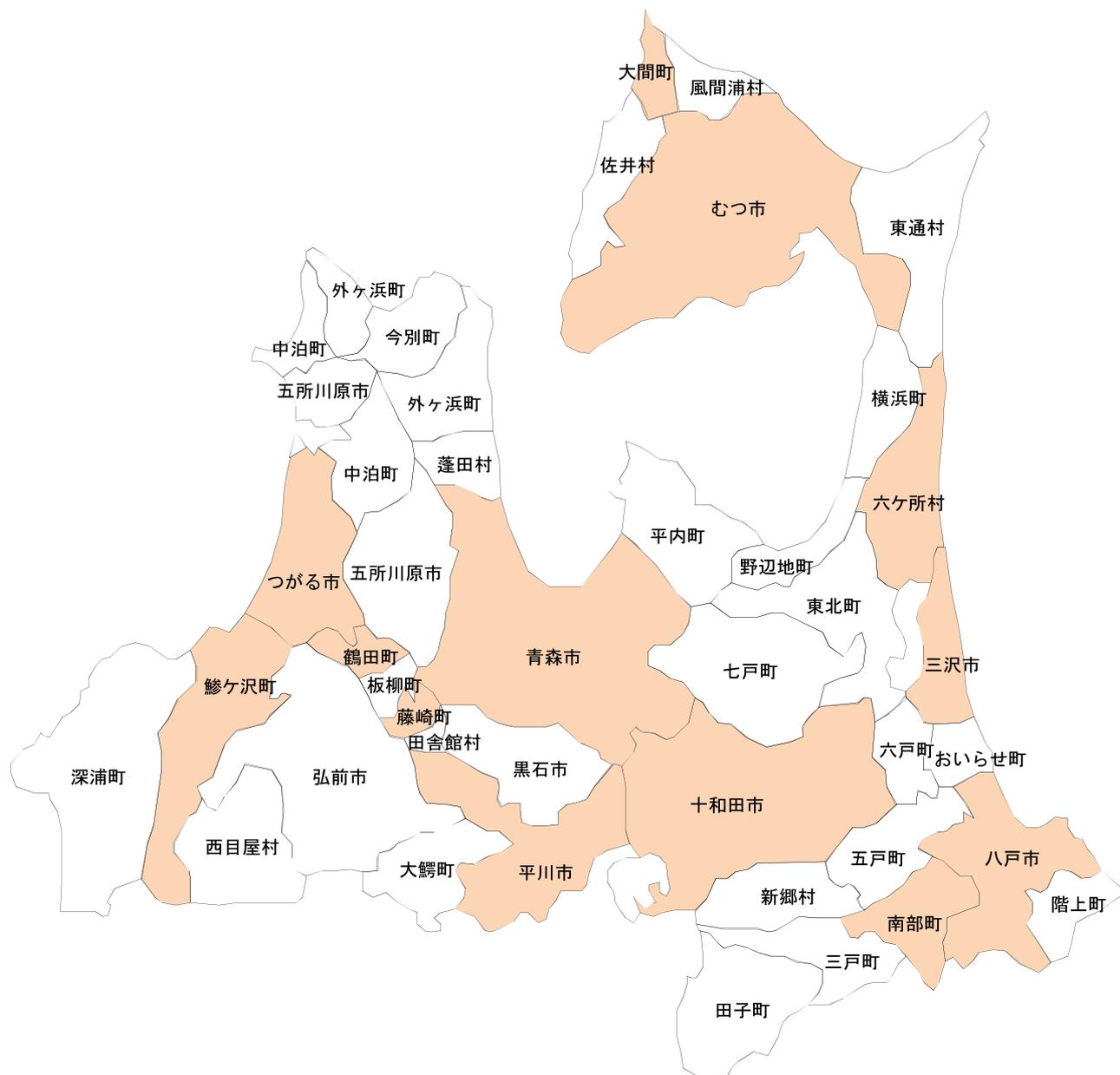
### 【制度のお問い合わせはこちらまで】

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281	(一財)建設業振興基金 金融支援課	03-5473-4575
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233	東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906	北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572	近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186	四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331	沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910

(2018.3)

# 「地域建設業経営強化融資制度」の導入状況

令和5年4月1日現在



<地域建設業経営強化融資制度>

	総数	導入数	導入率
市	10	7	70.0%
町	22	5	22.7%
村	8	1	12.5%
合計	40	13	32.5%

## 令和5年度 建設産業振興関係事業について

### 建設産業相談窓口（県監理課）

（相談例）「本業を強化したい」「支援制度があるか」など

- ・職員による常設の相談窓口【通年】
- ・職員による出張相談（訪問相談等）【通年】
- ・専門家による無料相談

関係部局と連携し、県の施策をフル活用します。

まずはお気軽に次頁の申込書により、メール・FAXでご連絡ください。（電話でも可）

### ICT施工の推進（あおもりICT施工実践推進事業）

県内建設企業のICT活用工事を受注できる体制づくりと、新たなICT技術の普及拡大のため、施工講習会、セミナー、現場意見交換会等を実施します。



### 建設業の魅力発信（建設業の未来を担う人づくり推進事業）

次代の建設産業を担う児童・生徒に、入職の動機付けとなるよう、学校OB・OGや保護者・教師を巻き込んだ各種取組や建設業イメージアップ動画の放映を実施します。

小中校生向け： 建設業の魅力を再発見！夏休み親子バスツアー、建設業体験イベント

高校生向け： 働いてよかった！先輩講演会、高校生と若手技術者との意見交換会 など



### 女性活躍の推進（建設女子スキルアップ支援事業）

男女問わず誰もが働きやすい建設業界を実現するため、女性建設技術者ネットワーク会議（H27.10 設立）や業界団体と連携して、建設業への女性の入職・就業継続の促進に向けた取組を実施します。



HP、ブログでの情報発信



ネットワーク会議



建設女子現場見学会



女子学生との懇話会

今年度も女性活躍に向けた取組を実施していくとともに、**建設業で働く女性の会員（事務職の方も可）及び応援企業を募集**しています。詳しくはホームページをご覧ください。 <https://aomori.kensetuko.com/71833/>

日程や参加者募集などは決まり次第ホームページに順次掲載していきます。

<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/shinkou.html>（青森県建設業ポータルサイト内）

<問い合わせ先> 監理課 建設業振興グループ 電話：017-734-9706 FAX：017-734-8178  
E-mail：kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp

建設産業再生・活性化促進事業

経営相談申込書

下記、必要事項をご記入のうえ、FAX またはメールにてお送り下さい。

令和 年 月 日

会社名	(フリガナ)		
連絡先	住所 (〒 - )		
	電話		FAX
	E-mail	@	
ご担当者	役職又は 所属部署	氏名	(フリガナ)
相談内容	<p>1.相談項目 該当するものにチェックしてください。(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/>財務・資金調達      <input type="checkbox"/>人事・労務・人材育成      <input type="checkbox"/>新技術開発</p> <p><input type="checkbox"/>経営全般                      <input type="checkbox"/>組織再編</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p>2.相談内容</p>		

**本事業利用についての重要事項説明**

～本事業を利用するにあたっては、以下の事項についてご了承の上、お申し込みください。～

- 1.経営相談におけるアドバイスに際しては、相談申込者から必要な個人情報および企業情報をお聞きます。
- 2.当申込書のほかアドバイスに必要な個人及び企業情報は、本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に利用します。収集した情報については、個人や企業が特定される形で使用することはいたしません。
- 3.本事業利用により、相談申込者に損害が生じても、青森県はその責任を一切負わないものとします。

# 令和4年度建設業法第31条第1項の 規定に基づく立入検査の結果について

## 1 検査の目的

建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため。

## 2 検査対象者

青森県知事許可業者のうち、下記の15者を対象としました。

令和3年7月1日から令和4年6月30日までに完成した県発注工事のうち、低入札価格調査制度対象工事の受注実績がある者から、当該工事における一次下請契約の請負代金の総額の上位15者※

※ ただし、過去5年間（平成29年度～令和3年度）に立入検査を実施した業者を除く。

## 3 立入検査の結果

検査を行った15者のうち、15者に改善を要する事案が確認されました。

これらの業者に対して、建設業法第41条第1項の規定に基づき、令和5年1月12日付けで書面による勧告又は指導を実施し、令和5年3月13日までに改善状況報告書の提出を求めました。

勧告及び指導の対象となった主な内容は、次のとおりです。

### ①勧告（建設業法に抵触する行為）

- ・ 下請代金の見積期間の未提示、支払期日の超過 (7者)
- ・ 変更契約時の契約書の未作成 (2者)

### ②指導（建設産業における生産システム合理化指針等に抵触する行為）

- ・ 書面による見積依頼の未実施 (3者)
- ・ 見積時の工事の工程毎の作業日数等の未提示 (14者)
- ・ 手形による請負代金の支払に関する法令違反 (3者)
- ・ 帳簿の未整備 (2者)

## 4 改善状況の確認

指導及び勧告の対象項目について、実際の契約（請負）締結等の実績がない者に対しては、次回の検査前の時期に改善状況報告内容が履行されているかどうかを改めて確認します。

## 下請報告を怠った場合の指名停止の運用について

公共工事を受注した建設業者が、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされています。（民間工事においては、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が※4,500万円（建築一式工事にあつては、※7,000万円）以上となったとき、作成します。）

なお、県発注工事では、青森県建設業者等指名停止要領運用基準の措置要件「(契約違反) 施工体制台帳等の提出など、必要な報告を怠った場合」に該当し、指名停止の措置を行うこととしているので、金額変更に係る下請契約書等の変更があつた場合も、施工体制台帳等の書類の写しを、必ず発注機関（監督員）へ提出してください。

※令和5年1月1日から、建設業法施行令の改正により金額が変更されています。

### 下請報告：施工体制台帳及び施工体系図について

#### ■対象工事

当該工事を施工するために下請契約を締結した工事

#### ■施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時に遅滞なく行わなければならない。

#### ■提出書類

- 施工体制台帳・・・様式（20）及び様式（20-1）、様式（20-2）及び様式（20-3）

##### ◎添付書類

- ①発注者との契約書の写し
- ②下請負人との契約書等の写し（約款等の写しを含む）
- ③配置技術者の資格を有することを証する書類の写し（元請及び下請業者）
- ④配置技術者との雇用関係を証する書面の写し（健康保険証等の写し、元請及び下請業者）
- ⑤一次下請契約に係る見積書の写し（青森県発注工事の場合）※法定福利費を内訳明示したもの

##### たもの

- 施工体系図・・・様式（20-4）
- 作業員名簿・・・様式（20-5）

#### 注）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類について変更があつたときは、遅滞なく、当該変更があつた年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

◇国土交通省ホームページより

関係通達等

【施工体制台帳の作成等について（通知）】令和3年3月2日最終改正：国不建第404～405号

（参照）[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000180.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html)

公共工事の入札契約制度

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律】平成12年法律第127号

（参照）[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000169.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000169.html)

◇青森県庁ウェブサイト 県土整備部 整備企画課 ページより

『施工体制点検要領』施工技術者の適切な配置・一括下請負等の不正行為の排除の取り組み

【施工体制点検要領（令和3年10月1日以降の点検から適用）】

【施工体制台帳の作成・提出における参考資料】

（参照）<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html>

◇青森県建設業ポータルサイト

入札制度≫規則・要領等

【青森県建設業者等指名停止要領運用基準】

（参考）[https://pub2.pref.aomori.lg.jp/kouji/bid\\_rule.html](https://pub2.pref.aomori.lg.jp/kouji/bid_rule.html)

様式集≫建設工事・建設関連業務の様式≫建設工事

（2）契約してから必要な様式

【施工体制台帳及び施工体系図】

（参照）[https://pub2.pref.aomori.lg.jp/kouji/style\\_kouji.html](https://pub2.pref.aomori.lg.jp/kouji/style_kouji.html)

## 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について

県発注工事では、一次下請契約を締結する場合においては、「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用を義務付けているところですが、二次以降の下請契約を締結する場合や、県発注工事以外の工事において下請契約を締結する場合においても、積極的に「法定福利費を内訳明示した見積書」を活用するようにしてください。

### ◇【社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和4年4月1日一部改訂）】（抜粋）

#### 第2 元請企業の役割と責任

##### （8）法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

加えて、建設業法第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じて、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

#### 第3 下請企業の役割と責任

##### （4）雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

建設労働者の社会保険への加入促進を図るためには、建設労働者を直接雇用する下請企業が法定福利費を適切に確保する必要がある。また、建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保すること。

##### （5）再下請負に係る適正な法定福利費の確保

下請企業が請け負った建設工事を他の建設業を営むものに再下請負させた場合には、当該下請企業（以下この節では「元請負人」という。）は、第2（8）と同様に、再下請負人の法定福利費を適正に確保する必要がある、標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう再下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して再下請負契約を締結しなければならない。

～（略）～

法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましょう！

# 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順 (簡易版)

(平成28年度実施『法定福利費セミナー』教材より作成)

平成29年2月28日

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

## 目次

はじめに	「法定福利費を内訳明示した見積書」とは・・・・・・・・・・ P 1
作成手順	法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順・・・・・・・・ P 2
	0 見積書に記載する内訳を確認する・・・・・・・・ P 3
	1 工事ごとの労務費を算出する・・・・・・・・ P 3
	2 労務費をもとに法定福利費を算出する・・・・・・・・ P 5
	3 見積書に法定福利費を明示する・・・・・・・・ P 6
参考	1 工事ごとにかかる法定福利費の計算例・・・・・・・・ P 7
	2 よくある質問・・・・・・・・ P 8
	3 下請指導ガイドラインの関係する記述・・・・・・・・ P 8
最後に	もっと詳しい情報について・・・・・・・・ P 9



# 「法定福利費を内訳明示した見積書」とは

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の目的

- 現場作業員の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中で確保する必要があります。
- このため、見積書の中に法定福利費を明示し、元下間で必要な法定福利費の確保に繋がります。

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用

- 平成25年9月に、国土交通省・厚生労働省や建設業団体により構成される「社会保険未加入対策推進協議会」で申し合わせがされ、業界全体の取組として見積書の活用が開始されました。
- 国土交通省としても、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」などで、法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重を要求しています。

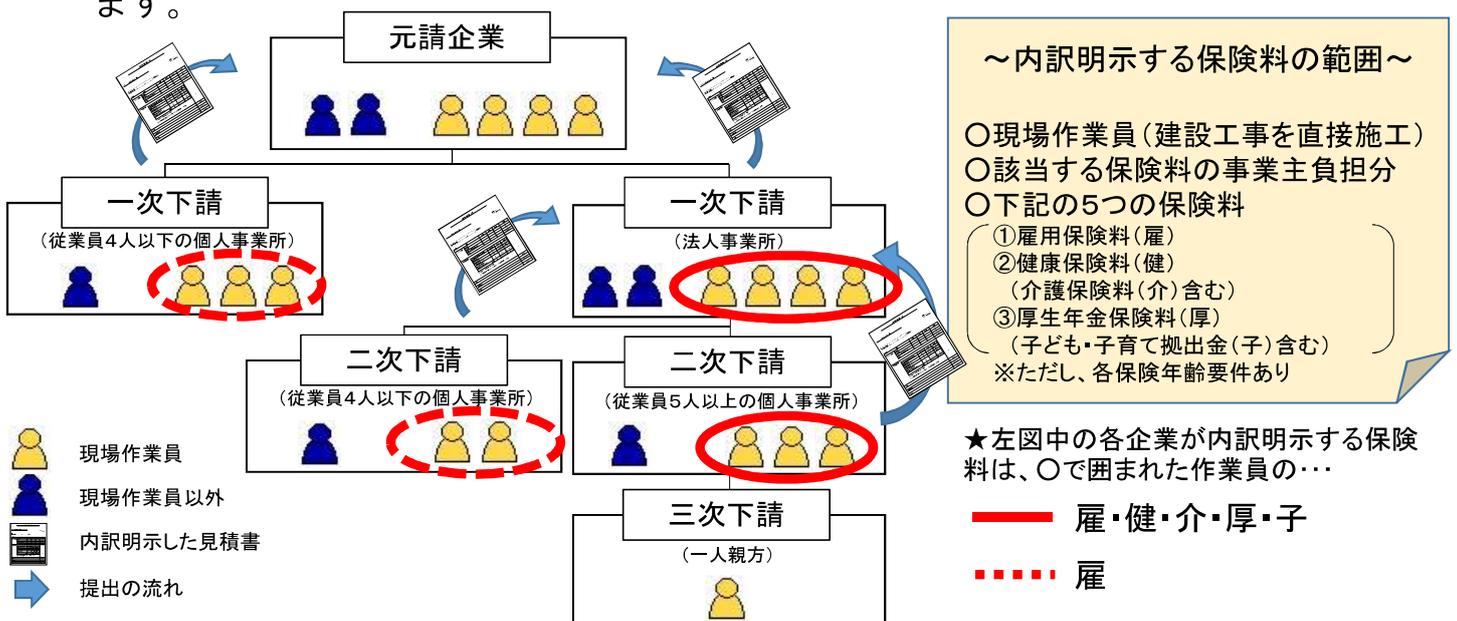
## 従来に見積書の違い

- 従来取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。
- そこで、従来総額による見積書ではなく、法定福利費を内訳明示して見積金額を計上することとしています。

## 「法定福利費を内訳明示した見積書」の作成

### 内訳明示する「法定福利費」とは

- 法定福利費とは、法律上の支払義務がある社会保険料の事業主負担分を指します。



### 工事ごとの労務費をもとに、必要な法定福利費を算出する

- 社会保険料は、保険に加入する労働者の賃金をもとに、支払わなければならない額が決まります。
- 工事ごとに現場作業員の労務費が発生するとあわせ、工事ごとに法定福利費を算出します。

## 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

## 0 見積書に記載する内訳を確認する

見積書を構成する要素としては、主に材料費、労務費、一般管理費などがありますが、法定福利費の算出には「現場労務費」の算出が必要です

## 1 工事ごとの労務費を算出する

工事に係る労務費は、企業ごとの実態に応じた方法で算出します  
 純粹に労務費を積み上げて見積りをとっていない場合は、以下の方法があります

- ・数量ごとに歩掛かりで労務費の額を計算
- ・工事全体の標準的な労務費比率を用いて労務費の額を計算

## 2 労務費をもとに法定福利費を算出する

法定福利費を算出するには、労務費に、対象となる社会保険の法定保険料率を乗じることが必要です

## 3 見積書に法定福利費を明示する

見積書には、見積工事費総額だけでなく、法定福利費額を記載します

## 法定福利費を内訳明示した見積書の作成にあたって

## 基本 法定福利費の算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{① 労務費} \times \text{② 対象となる保険の料率}$$

(ポイント)

- ① 見積り段階での労務費の算出の方法
  - (工事に必要な人工数等がわかる場合) 人工数を用いる ⇒P3
  - (工事価格に占める労務費の割合がわかる場合) 労務費比率を用いる ⇒P4
  - (労務費算出が困難) ⇒下記Tips(その他の算出方法)
- ② 法定保険料率の把握 ⇒P5

## Tips その他の算出方法

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{or} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

- 自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合等をあらかじめ算出し、個別工事ごとの簡便な算出に用いる方法
- 工事費の増減等が労務費と比例している工事について使用することが適当



## 0. 見積書に記載する内訳を確認する

材料費、労務費や経費（一般管理費等）などを、工事業種や各企業の実情に合わせて算出します。

見積りの内訳	
項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費 (法定福利費除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②) × 10%	65,000円
小計	715,000円

	数量	m <sup>2</sup> 単価	合計
材料費	200	1,000円	200,000円

② 労務費  
→ 詳しくは次項以降

③ 経費  
(材料費 200,000円 + 労務費 450,000円) × 10%

経費の%の判断基準は、  
 ○過去の実績に基づく経験値  
 ○各専門工事業団体毎に公表している標準見積書の%  
 など(下請)各社の妥当かつ適切なものによります。

ここでは、例として10%としているが、  
 企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

## 1. 工事ごとの労務費を算出する

- 労務費総額は、企業ごとに工事内容等に応じた適切な方法で算出します。
- 例えば、以下のような方法が考えられます。

工事内容毎に必要な人工数がわかれば、人工数と平均的な賃金を用いて労務費を算出します。

工事の種類	所要人工数 (A)	平均日額 (B)	労務費 (A) × (B)
作業1	5	10,000円	50,000円
作業2	20	20,000円	400,000円
労務費総額			450,000円

### 歩掛りを用いて人工数を計算する方法

工事数量に標準的な歩掛りを用いて人工数を計算し、単価に応じて労務費を算出します。

工事数量 (A)	歩掛り (B)	所要人工数 (C)=(A)÷(B)	平均日額 (D)	労務費 (C) × (D)
200	8	25	18,000円	450,000円

自社で過去の実績値があり、工事の性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している場合などには平均的な労務費の比率を用いる方法も有効です。

### 平均的な労務費の比率を用いる方法

工事業種、各企業の実情に合わせて工事価格を見積もります。

工事名称	数量	工事価格 (A)
〇〇工事	一式	1,000,000円



工事価格に対し、工事業種や各企業の実情に合わせた、平均的な労務費比率を乗じて、労務費を算出します。

工事価格 (A)	平均的な労務費比率(※1) (B)	労務費 (A)×(B)
1,000,000円	25%	250,000円

ここでは、例として25%としているが、企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

(※1) 労務費比率は、各企業において過去の経験や実績などに応じて適正に算出するか、各専門工事業団体の作成する標準見積書の数値を使用する。  
業種や企業によって率は異なるものであり、労災保険料算定時に用いる労務費比率と必ずしも一致しない。

### (参考)

- 労務費を算出する方法については、各工事の実態に応じ、適した方法で行います。
- 各専門工事業団体で、業種の特性に合った「標準見積書」を作成していますが、歩掛かりや労務費の比率を用いる方法を以下の団体で採用しています。作成にあたってご参照下さい。

以下に挙げる業種以外にも、それぞれの業種に応じて標準見積書を公表していますので、見積書の作成にあたってご参照下さい。

#### 歩掛りを用いる方法

塗装、マスチック、左官、鉄筋、造園、室内、保温保冷、躯体、型枠、ダクト、運動施設、解体、インテリア、在来工法住宅、フローリング、あと施工アンカー

#### 平均的な労務費の比率を用いる方法

管、空調衛生、左官、サッシ、カーテンウォール・防火開口部、電設、シャッター・ドア、板硝子、マンション計画修繕施工

※業種ごとの労務費の比率についても、各標準見積書をご覧下さい



(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

### 各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。

→ 国土交通省HP: 「標準見積書」で検索

## 2. 労務費をもとに法定福利費を算出する

労務費総額に保険料率を乗じて、法定福利費を算出する。

法定保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	用いる料率(A) (※1)	対象金額 (B)	法定福利費 (A) × (B)
雇用保険料	0.9%	同 左	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	同 左	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%	0.79% × 53.5% (※2)	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	同 左	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	同 左	450,000円	900円
合計	15.961%	15.591%		70,170円

※この表にある法定保険料率は平成29年2月時点。健康保険料率は協会けんぽ(東京)を用いた。

(※1) 見積時に適用対象となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出する。ここではすべての労働者が適用対象としている。(わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とする。)

(※2) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、法定保険料率にその割合を掛け合わせる。あらかじめ対象人数がわかる場合は、その割合を使用することが望ましい。(例:10人中7人が40~64歳の場合は0.79% × 7/10)

この例では、見積時に具体的な対象者の人数がわかっていないため、協会けんぽの被保険者全体に占める40~64歳の割合(53.5%)を用いている。

### 法定保険料率の調べ方

○ 法定保険料率は、それぞれ当局のホームページでご確認下さい

雇用保険

→ 厚生労働省HP

「雇用保険 保険料率」で検索

健康保険 & 介護保険

→ 全国健康保険協会HP

「健康保険 保険料額表」で検索

厚生年金保険 &  
子ども・子育て拠出金

→ 日本年金機構HP

「厚生年金 保険料額表」で検索

### 社会保険の適用関係

○ 事業所の形態や労働者数により、社会保険の適用は異なります。

○ 適用対象(内訳明示の対象)となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出します。(わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とします。)

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

□ : 事業主負担あり

■ : 個人で加入(事業主負担なし)

※年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※国民健康保険組合は、保険料の事業主負担がある場合/ない場合がある。

### 3. 見積書に法定福利費を明示する（例）

具体的に労務費が算出できる場合

◇◇建設株式会社 殿

**御見積書**

見積金額 ￥847,983 … (ア)+(イ)+(ウ)

項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費(法定福利費を除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②)×10%	65,000円
小計	715,000円 … (ア)

【法定福利費（事業主負担分）】

保険料の種類	保険料率 (事業主負担分)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料	0.9%	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%×53.5%	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	450,000円	900円
合計	—	—	70,170円 … (イ)

【消費税】

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金額
785,170円 ((ア)+(イ))	8%	62,813円 … (ウ)

法定福利費を含む

労務費比率を用いた場合

△△建設株式会社 殿

**御見積書**

見積金額 ￥1,122,120 … (ア)+(イ)+(ウ)

【工事価格】

工事名称	数量	金額
〇〇工事	一式	1,000,000円 … (ア)

【法定福利費（事業主負担分）】

工事価格	平均的な 労務費比率	平均的な 保険料率 (事業主負担分)	法定福利費 (事業主負担分)
1,000,000円	25%	15.6%	39,000円 … (イ)

【消費税】

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金額
1,039,000円((ア)+(イ))	8%	83,120円 … (ウ)

法定福利費を含まない

保険料率の合計

法定福利費を含む

## 工事ごとにかかる法定福利費の計算例

- 法定福利費は、作業員の年齢やその他条件により異なります。イメージを掴んでいただくため、細かく計算した場合の例を示します。
- 実際の見積時にはここまで詳細な情報がわからない場合が多いと思われるため、P2～P6の作成手順を参考にしてください。

## 問

ある下請X社が仕事を請け負い、X社の労働者A～Eと下請Fで工事を行うこととなり、その工事に係る賃金等を以下のようにした場合に、X社が負担することになる法定福利費の額を計算する。

	人工数	単価	合計	備考
A職長	6	20,000円	120,000円	42歳
B作業員	5	18,000円	90,000円	45歳
C作業員	5	17,000円	85,000円	30歳
D作業員	5	15,000円	75,000円	65歳
E作業員	4	15,000円	60,000円	47歳、建設国保*
F作業員			100,000円	一人親方

\* E作業員は、健康保険適用除外の承認を受けて、事業主負担のない建設国保（国民健康保険組合）に加入しているとする。

## Check Point

- ・作業員の年齢による保険料の有無
- ・事業主負担の有無



## Tips

## 【国民健康保険組合について】

従前から建設国保等の国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際や常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、年金事務所に必要な手続き（健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものとして扱われる。  
ただし、雇用保険及び厚生年金保険への加入の義務は生ずる。

## 計算例

① 従事する作業員がわかっているため、保険毎に対象者を決定する

② ①で割り当てた対象者の労務費を合算し、保険毎の対象金額を決定する

③ 各保険料率に②で求めた金額を乗じて法定福利費を求める

保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	対象者 (職長、作業員)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料(※1)	0.9%	A、B、C、E	355,000円 (120,000+90,000+85,000+60,000)	3,195円
健康保険料(東京)	4.98%	A、B、C、D	370,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000)	18,426円
介護保険料(※2)	0.79%	A、B	210,000円 (120,000+90,000)	1,659円
厚生年金保険料	9.091%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	39,091円
子ども・子育て拠出金	0.2%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	860円
合計	—	—	—	63,231円

(※1) 雇用保険料は64歳以上の支払いが免除されるため、D作業員分は負担なし。  
(4月1日時点で64歳以上の被保険者は保険料免除。ただし、加入義務は65歳以上も生ずる。)

(※2) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、C作業員分及びD作業員分は負担なし。

(※) E作業員は事業主負担のない建設国保に加入しているため、健康保険料・介護保険料について事業主負担なし。

(※) F作業員の一人親方は雇用ではなく請負の関係にあるため、全部の保険料について事業主負担なし。

## 【法定福利費を内訳明示した見積書について】

## Q. 介護保険料はどのように計算するのか？

A. 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合（被保険者全体に占める40～64歳の者の割合）を用いる方法が考えられます。最新（H27年度）の数値は53.5%です。

## Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

A. 内訳明示する法定福利費分は請負金額の内訳なので、消費税の対象となります。

## Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて見積書を作成して下さい。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

## Q. 適用除外となる労働者の法定福利費の扱いは？

A. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の適用とならない労働者については、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。（例えば、常用労働者が1～4人の個人事業所では、原則雇用保険の法定福利費のみ内訳明示します。）  
なお、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。その後、元請企業と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」  
における法定福利費に関する記述（概要）

## 元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- ・標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかける（見積条件に明示）

## 下請企業（再下請負の場合も同様）

- ・自らが負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出

## 元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- ・下請企業から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映する

- ・下請企業の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある

## もっと詳しい情報について

## 各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

- 法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。
- 業種の特性等に応じた見積書となっていますので、作成の際に参照下さい。

→ 国土交通省HP: 「標準見積書」で検索

## 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」詳細版(国交省)

- 国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。
- 業種等に関わらず、見積書の標準的な作成手順を示しています。

→ 国土交通省HP: 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

## 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

- 建設業における社会保険の加入についての建設企業の取組指針です。
- 「法定福利費を内訳明示した見積書」についても記載しております。(詳しくは前項「参考3」を参照。)

→ 国土交通省HP: 「社会保険 下請指導ガイドライン」で検索

## 社会保険労務士による「電話相談窓口」

- 社会保険労務士が、社会保険制度等について電話で専門的な相談に対応します。
- 全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会にご協力をいただき、無料の電話相談窓口を設置しています。

→ 国土交通省HP: 「社会保険労務士 相談窓口」で検索

## 中間前金払制度について

### 1 制度

建設工事の契約において、受注者が前払金（請負代金額の4割以内）の受領後、更に請負代金額の2割以内で前払金を追加請求できる制度です（県発注工事では、1件の請負代金額が100万円以上の建設工事が対象となります。）。

### 2 要件

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 3 手続

- ① 契約担当者へ、中間前金払に係る「認定請求書」に建設工事請負契約書第11条に基づく「工事履行報告書」を添付して提出する。
- ② 保証事業会社へ、契約担当者から交付された「認定調書」の写しを添付して中間前払金保証を申し込む。
- ③ 契約担当者へ、「前払金請求書」に保証事業会社が発行した「中間前払金に関する保証証書」（原本）を添付して提出する。
  - ※ 出来高検査等の手続は、不要です。
  - ※ 各様式は、「青森県建設業ポータルサイト」に掲載しています。  
アドレス [https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style\\_kouji.html](https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style_kouji.html)

### 4 保証料

中間前払金の保証料率は、一律0.065%です。

#### 【計算例】

請負代金額1,000万円で中間前払金200万円の場合：1,300円

※参考（前払金保証料）

請負代金額1,000万円で前払金400万円の場合：10,000円

# 中間前金払と部分払の選択について

## ○中間前金払と部分払との違い

	中間前金払	部分払
請求時の 出来高検査	<b>不要</b> (書類審査で可)	<b>必要</b> (出来高検査を実施し金額を算定)
支払条件	(当初40%の前払金を請求した後) ①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ③工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。	(第1回請求時) 請負代金額に対する出来高の割合が30%以上(前払金の支払を受けている場合は、40%以上)であること。

### <参考>

#### ～中間前払金を請求する場合の手続の流れ～



# 令和5年度総合評価落札方式【工事】 評価項目等の見直し概要

令和5年5月 青森県 整備企画課

令和5年7月1日以降入札公告を行う工事から、総合評価落札方式に関する運用ガイドライン（運用の手引き）について、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

## 1. **改定** 継続教育の取組状況における暫定措置を延長

新型コロナウイルス感染症に係る「継続教育(取得単位)」の暫定措置を延長します。（別紙参照）

## 新型コロナウイルス感染症に係る総合評価項目の暫定措置について

<令和5年7月1日以降入札公告の工事及び業務に適用>

評価項目「(配置予定技術者の能力) 継続教育の取組状況」について、今年度の暫定措置として、以下のとおり運用します。

証明日を令和~~4~~5年3月31日に限定せず、過去~~4~~5年間(平成30年4月1日から令和~~4~~5年3月31日まで)のうち任意の1年間(例えば、平成31年1月から令和元年12月まで など)に取得した単位(ユニット)数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標(推奨)単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度(CPDS)	30ユニット/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間 60ユニット/過去 <del>5</del> 6年間のうち任意の2年間 90ユニット/過去 <del>6</del> 7年間のうち任意の3年間 120ユニット/過去 <del>7</del> 8年間のうち任意の4年間 150ユニット/過去 <del>8</del> 9年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	50ユニット/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間 250ユニット/過去 <del>8</del> 9年間のうち任意の5年間
建設コンサルタンツ協会	CPD制度	50単位/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD制度	50ポイント/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会CPDシステム	50単位/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士CPD(技術研鑽)制度	50CPD時間/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間 150CPD時間/過去 <del>6</del> 7年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会CPD制度	12単位/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園CPD制度	50単位/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画CPD	50単位/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構(CPD)	50単位/過去 <del>4</del> 5年間のうち任意の1年間

## 令和5年4月1日以降適用の労務単価の運用に係る 特例措置について

青森県県土整備部では、令和5年4月1日以降公告するものから適用する労務単価（以下「新労務単価」）を定めました。

これに伴い、県土整備部では、下記のとおり特例措置を定め取り扱うこととしたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、下記 2 に定める工事の受注者は、「工事請負約款」第 57 条の定めに基づき、令和 4 年度の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

#### 2. 対象工事

令和 5 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して積算している工事（余裕期間制度を活用した工事においても同様に令和 5 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事とする）が対象となります。

なお、対象工事については、監督員から受注者へ当該特例措置の対象となっている旨を書面で通知します。

#### 3. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において  $P_{\text{新}}$  及び  $k$  はそれぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価により積算された請負代金額対応額

$k$  : 当初契約の落札率

#### 4. 請求期限

監督員から対象受注者へ通知した日から 14 日以内とします。

#### 5. その他

令和 5 年 2 月 28 日以前に契約を行った工事については、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 2 月 14 日付け青整企第 278 号）の規定を準用するものとします。

**今回の措置に基づき請負代金額の変更の協議を行い、増額変更となった場合で、下請負人との契約に増額となった部分が含まれている場合は、下請負人との契約にもその増額を反映させるよう留意してください。**

#### 【担当】

青森県 県土整備部

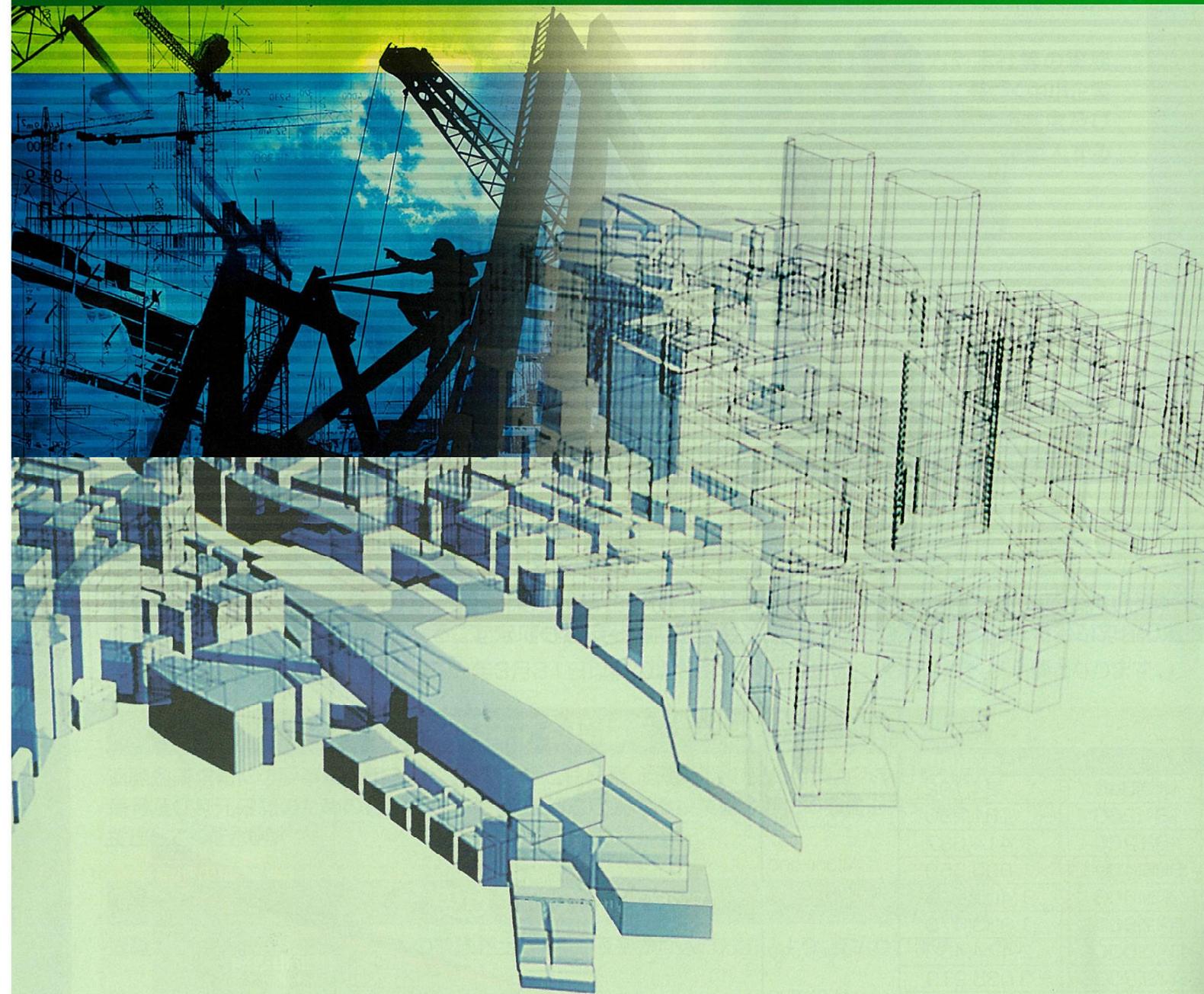
整備企画課 技術管理グループ

TEL : 017-734-9645

Mail : seibikikaku@pref.aomori.lg.jp

# 建退共

建退共制度の  
あらまし



けんたいきょう

# 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

## 1 安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。手続きはきわめて簡単です。

## 2 退職金は企業間を通算して計算

退職金は、働く企業がかわってもそれぞれの期間を全て通算して計算されます。

## 3 掛金が一部免除

新たに加わった労働者(被共済者)には、国が掛金の一部(初回交付の手帳の50日分)を補助します。

国の  
6つ

# のご案内

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

## 制度の特長

### 4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、法人企業の場合は損金(法人税法施行令第135条第1号)、個人企業の場合は必要経費(所得税法施行令第64条第2項)として全額算入できます。共済証紙の現物交付及び退職金ポイントにより元請負人が負担した下請の掛金も、工事原価に算入できます。

### 5 経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経審において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。

### 6 電子申請で手続き可能

掛金は、インターネットを利用して電子的に納付することも可能です。これにより、事業主は、共済証紙の購入・貼付・消印および共済証紙の現物管理が不要となります。また、労働者はいつ、どこの事業主で掛金が納められたか確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。

## 適用標識(シール)の掲示

発注者から工事を受注した場合、現場事務所・工事現場の出入り口の見やすい場所に、標識を掲示してください。標識は建退共の支部にあります。

### 建退共適用工事

現場で働く方は、雇用主が建退共に参加していれば、退職金を受け取ることができます。

工事名	発注者名
元請事業所名	発注者番号

労働者の方へ  
退職金は、掛金納付月数が12月(21日分を1か月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、本人へ直接支給されます。雇用主が建退共に参加している方が受け取ることができます。

事業主の方へ  
退職金受取の準備を促されますので、建退共に参加した下請事業主は加入し、共済証紙交付方式以外に電子申請方式も利用できます。退職金共済手帳の更新手続を含みます。

建設労働者 勤労者退職金共済機構  
建退共事業本部

〒170-8058 東京都豊島区池袋1-24-1 コーポ池袋ビル205号 TEL 03(6721)2851

### 支部一覧表

支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西3-1 北海道建設会館内	011-261-6186	011-251-2305
青森	030-0803	青森市安方2-9-13 青森県建設会館内	017-732-6152	017-722-7617
岩手	020-0873	盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	019-622-4536	019-653-6113
宮城	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-4R 宮城県建設産業会館6階	022-263-2973	022-263-3038
秋田	010-0951	秋田市山王4-3-10 秋田県建設会館内	018-823-5495	018-865-2306
山形	990-0024	山形市あさひ町18-25 山形県建設会館4階	023-632-8364	023-624-7391
福島	960-8061	福島市五月町4-25 福島県建設センター内	024-523-1618	024-522-4513
茨城	310-0062	水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター内	029-225-0095	029-225-1158
栃木	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館2階	028-639-2611	028-639-2985
群馬	371-0846	前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館内	027-252-1666	027-252-1993
埼玉	336-8515	さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建連会館内	048-861-5111	048-861-5376
千葉	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設業センター	043-246-7379	043-203-5020
東京	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5242	03-3552-5354
神奈川	231-0011	横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館内	045-201-8454	045-201-2767
新潟	950-0965	新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館内	025-285-7117	025-285-7119
富山	930-0094	富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076-432-5576	076-432-5579
石川	921-8036	金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター内	076-242-2608	076-241-9258
福井	910-0854	福井市御幸3-10-15 福井県建設会館内	0776-24-1015	0776-27-3003
山梨	400-0031	甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館内2階	055-235-4421	055-233-9572
長野	380-0824	長野市南石堂町1230 長建ビル内	026-228-7200	026-224-3061
岐阜	500-8382	岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3744	058-273-3138
静岡	420-0851	静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階	054-255-6846	054-255-5590
愛知	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館内	052-243-0871	052-242-4194
三重	514-0003	津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館2階	059-224-4116	059-228-6143
滋賀	520-0801	大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館内	077-522-3232	077-522-7743
京都	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町645 京都建設会館内	075-231-4161	075-241-3128
大阪	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館1階	06-6941-3650	06-6941-3489
兵庫	651-2277	神戸市西区美賀多台1-1-2 兵庫建設会館内	078-997-2333	078-997-2344
奈良	630-8241	奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	640-8262	和歌山市湊通丁北1-1-8 和歌山県建設会館内	073-436-1327	073-426-3987
鳥取	680-0022	鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館内	0857-24-2281	0857-24-2283
島根	690-0048	松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内	0852-21-9004	0852-31-2166
岡山	700-0827	岡山市北区平和町5-10 岡山建設会館内	086-225-4133	086-225-5392
広島	730-0013	広島市中区八丁堀11-28 朝日広告ビル5階	082-221-0138	082-221-7898
山口	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-9466	083-921-2655
徳島	770-0931	徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター2階	088-622-3113	088-652-7609
香川	760-0026	高松市磨屋町6-4 香川県建設会館内	087-851-7919	087-821-4079
愛媛	790-0002	松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内	089-943-5406	089-933-0168
高知	780-0870	高知市本町4-2-15 高知県建設会館内	088-822-6181	088-823-5662
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館2階	092-477-6734	092-477-6726
佐賀	840-0041	佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2778	0952-24-9751
長崎	850-0874	長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館3階	095-826-2285	095-826-2289
熊本	862-0976	熊本市中央区九品寺4-6-4 熊本県建設会館内	096-366-5111	096-363-1192
大分	870-0046	大分市荷揚町4-28 大分県建設会館内	097-536-4800	097-534-5828
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館内	0985-20-8867	0985-20-8889
鹿児島	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内	099-257-9216	099-256-9681
沖縄	901-2131	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館2階	098-876-5214	098-870-4565

### 本部担当部署一覧表

本部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階	(月～金 9:00～17:15)
企画調整課	制度全般	03-6731-2830～2831	
電子申請課	電子申請関係	03-6731-2832	
業務課	契約関係	03-6731-2849	退職金関係 03-6731-2846～7
	更新関係	03-6731-2850	移動通算関係 03-6731-2851
事業推進課	ホームページ・広報関係	03-6731-2866～7	
履行調査課	各種調査関係	03-6731-2843	
経理課	共済証紙関係	03-6731-2871～2	03-6731-2895 03-6731-2874

### 各相談コーナー

本部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20階	03-6731-2841	03-6731-2896
東京	104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	03-3551-5276	03-3206-8110
大阪	540-0031	大阪府大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館内	06-6941-3690	06-6941-3489

他の事業本部との提携 その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

- 中小企業で働く従業員の方  
中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234  
<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>
- 中小企業の個人事業主または会社等の役員を対象とした退職金制度  
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171  
<http://www.smrj.go.jp/>

- 清酒製造業、林業で期間を定めて雇用されている方  
清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887  
<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>
- 林業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887  
<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
**建設業退職金共済事業本部**

建退共

検索





共済手帳の追加申込・紛失による共済手帳及び共済契約者証の再発行も、  
電子申請専用サイトからオンラインで申請できるようになりました！  
既に電子申請方式ご利用中の皆様は専用サイトでお使いいただけます。

## 電子申請方式の メリット

- 電子申請方式を利用すると事務負担が軽減します！
- 電子申請にかかる利用料等は一切かかりません！
- ポイントで掛金充当しても損金または必要経費として算入できます。
- 退職時には証紙貼付分・電子納付分を合算して退職金が給付されます！請求方法も変更ありません！



**電子申請方式に移行することで、  
共済証紙にかかる事務手続きが簡単になります！**

### 証紙貼付方式

### 電子申請方式

金融機関窓口での共済証紙の購入



社内のPCで共済証紙の代わりとなる退職金ポイントの購入ができます。\*1

共済証紙の  
共済手帳への貼付・消印、  
下請への交付・確認



自社や下請の被共済者の就労日数を登録することで、購入した退職金ポイントから掛金として充当されます。\*2

共済証紙受払簿の作成、  
共済証紙の在庫管理



ポイント購入額や掛金充当額等がサイト上で自動管理されます。そのため残高管理の負担が軽減します。



\*1 退職金ポイントは Pay-easy または口座振替で購入ができます。

\*2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績のデータは、「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。

## 電子申請方式 利用者の声

証紙の管理がなくなって、  
枚数を確認しながら証紙を貼り付ける  
作業がなくなったのでとても楽になった。



(地域中堅ゼネコン)

下請から就労報告をもらう時も  
メールでのやりとりだけになったので楽。  
様式も簡単に印刷できるのでいい。



(地域中堅ゼネコン)

就労実績報告作成ツールは、  
一度操作を覚えれば、  
とても便利で使いやすいと思う。



(下請専門工事業業者)

(建退共本部) 電子申請方式システム操作方法についての  
お問い合わせ先(専用コールセンター)

# TEL.0120-006-175

受付時間: 9:00~17:00(平日)

## 電子申請方式申込書

建設業退職金共済事業本部 殿

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

共済契約者番号	
---------	--

申請者	共済契約者名	フリガナ			
	住所	〒	□□□□	—	□□□□□□
		..... ..... ※アパート、マンション等の場合は、マンション・ビル名、部屋番号までご記入ください。			
ご担当者名	フリガナ			電話番号	
				FAX番号	

-----<建設業退職金共済事業本部 使用欄>-----

※ご記入後、建退共都道府県支部にご提出ください。

※電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」は、建退共にご登録の住所宛にお送りいたします。

--

--

元請企業の皆様へのお願い

# 下請企業への証紙の交付・ 電子申請サイトによる就労報告は 毎月適時に行ってください。

厚生労働省及び国土交通省の通知により、「元請事業主は下請事業主から報告を受けた就労状況に応じ、**毎月適時に、必要な証紙を下請事業主に対して交付すること**（証紙貼付方式）。または機構に対し、**毎月適時に**電子申請サイトを通じて対象労働者に対する**掛金の充当を申し出ること**（電子申請方式）。」とされています。

(令和3年3月30日雇均勤発0330第1号、国不建整第186号より一部引用)

下請企業への証紙交付・掛金充当が遅れると、元請企業・下請企業それぞれが『**加入・履行証明書**』の発行対象外となる可能性があり、加えて、下請企業の**被共済者の退職金額に大きな影響を及ぼす**恐れがあります。

建退共制度の円滑な運営には元請企業・下請企業間での相互協力が不可欠です。自社雇用の被共済者のみならず、下請企業の被共済者のためにも、ご理解・ご協力の程お願いいたします。

## 加入・履行証明書の発行基準の改定について(抜粋)

**元請企業** 決算期間中に下請企業への掛金の充当又は共済証紙の適正な交付をしているかを確認



**下請企業** 決算期間中に元請企業より掛金の充当又は共済証紙の適正な交付がされているかを確認

※上記は一例です。事業所により異なりますので、詳細は建退共本部ホームページでご確認ください。



公共工事を受注した際の、一連の流れをわかりやすく解説しています。

# けんたいきょう

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

建退共本部ホームページ <https://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



下請企業の皆様へのお願い

# 元請企業への就労日数報告は 毎月適時に行ってください。

厚生労働省及び国土交通省の通知により、「下請事業主は元請事業主に対し、自社雇用の対象労働者の**就労状況報告書を毎月提出し、元請から証紙の交付を受ける**こと（証紙貼付方式）。または元請に対し、就労実績報告作成ツールを活用して**就労状況報告書を毎月作成し、電子メール等により提出する**こと（電子申請方式）。」とされています。

（令和3年3月30日雇均勤発0330第1号、国不建整第186号より一部引用）

下請企業からの就労報告が遅れると、下請企業・元請企業それぞれが『**加入・履行証明書**』の**発行対象外**となる可能性があります。加えて、自社雇用の被共済者だけでなく、下位下請企業の**被共済者の退職金額にも大きな影響を及ぼす**恐れがあります。

建退共制度の円滑な運営には下請企業・元請企業間での相互協力が不可欠です。自社の被共済者はもちろん、元請企業、下位下請企業のためにも、ご理解・ご協力の程お願いいたします。

## 加入・履行証明書の発行基準の改定について(抜粋)

**元請企業** 決算期間中に下請企業への掛金の充当又は共済証紙の適正な交付をしているかを確認



**下請企業** 決算期間中に元請企業より掛金の充当又は共済証紙の適正な交付がされているかを確認

※上記は一例です。事業所により異なりますので、詳細は建退共本部ホームページでご確認ください。



公共工事を受注した際の、一連の流れをわかりやすく解説しています。

# けんたいきょう

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部

建退共本部ホームページ <https://kentaikyotaisyokukin.go.jp/>



# 建設業退職金共済事業 加入・履行証明書の 発行基準について

令和4年度から以下の発行基準に基づき加入・履行証明書の発行を行っております。

この改定は、電子申請方式を利用した場合の取扱いを新たに定めるとともに、建退共制度の適正履行の確保及び加入・履行状況の確認について強化を図るためのものです。

正當な理由なく共済証紙の購入実績がない等適切に契約が履行されていないと認められる場合には、加入・履行証明書の発行はできませんので、決算期間内において日頃より適正履行に努めていただきますようお願いいたします。

なお、加入・履行証明書発行手続きにおける審査の徹底により時間を要することから、証明書の受付及び証明書の発行は原則「郵送対応」とさせていただきます。

審査基準改定の経緯：「経営事項審査用の建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行手続における審査の徹底について」（令和3年4月13日、建退共本部事業部長宛て 厚生労働省雇用環境・均等労働局労働者生活課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長事務室宛）

## 《発行基準》

### 1. 共済手帳の更新について

- ① 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
  - ア、加入後1年未満の方
  - イ、季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない方
  - ウ、電子申請方式により掛金が納付されている方

### 2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額（下記①～④の合計額）が、被共済者数に1人当たり80,640円を乗じた額（1. ②アに該当する方については、加入後の月数に6,720円を乗じた額、イに該当する方については、労働日数に320円を乗じた額）以上であること。

- ① 電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ② 共済証紙購入額
- ③ 前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ④ 元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

### 3. 証紙貼付方式を採用する公共工事について

証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

### 4. 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく（0人である場合を含む）、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、1. のほか、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は共済証紙の交付が適正に行われていること。

### 5. 基準の強化・緩和

地域の実情等により、基準を強化又は緩和している都道府県については、当該基準を公表しておりますので各都道府県支部にお問い合わせください。

## 《申請時に必要な主な書類》

「加入・履行証明書」提出の際には、下記書類の添付が必要となります。（決算期間内全てにおいて電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、②④⑤は不要です。）

#### ① 共済手帳受払簿（写）

加入状況及び被共済者数に見合う共済手帳の更新数を確認します。

共済手帳を所持している全ての被共済者（直用の従業員）を記載してください。

#### ② 共済証紙受払簿（写）

共済証紙購入額・前年度から繰り越した共済証紙の金額・下請に現物交付した共済証紙の金額（2. ②～④）を確認します。

#### ③ 出勤簿等（1. ②イの被共済者がいる場合のみ）（写）

年間就労日数が少ない方（1. ②イ）の出勤状況及び掛金納付対象日を確認します。

出勤日≠掛金納付対象日の場合、出勤簿等の対象日に印をつけてください。

#### ④ 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書（「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。）

（建退共事務受託様式第2号）（写）

決算期間内において、最も請負金額の大きい工事に関する報告書（写）を添付してください。

購入した共済証紙の相当額が下請に交付されている場合、下請からの共済証紙交付依頼に対して適正な枚数の共済証紙を交付し、下請が受領しているか（2. ④）を確認します。

#### ⑤ 工事別共済証紙受払簿

公共工事において、工事別共済証紙受払簿の作成・保管が行われているかを確認します。

建退共の求めに応じて提示してください。

#### ⑥ 発行手数料

各都道府県支部ホームページでご確認ください。

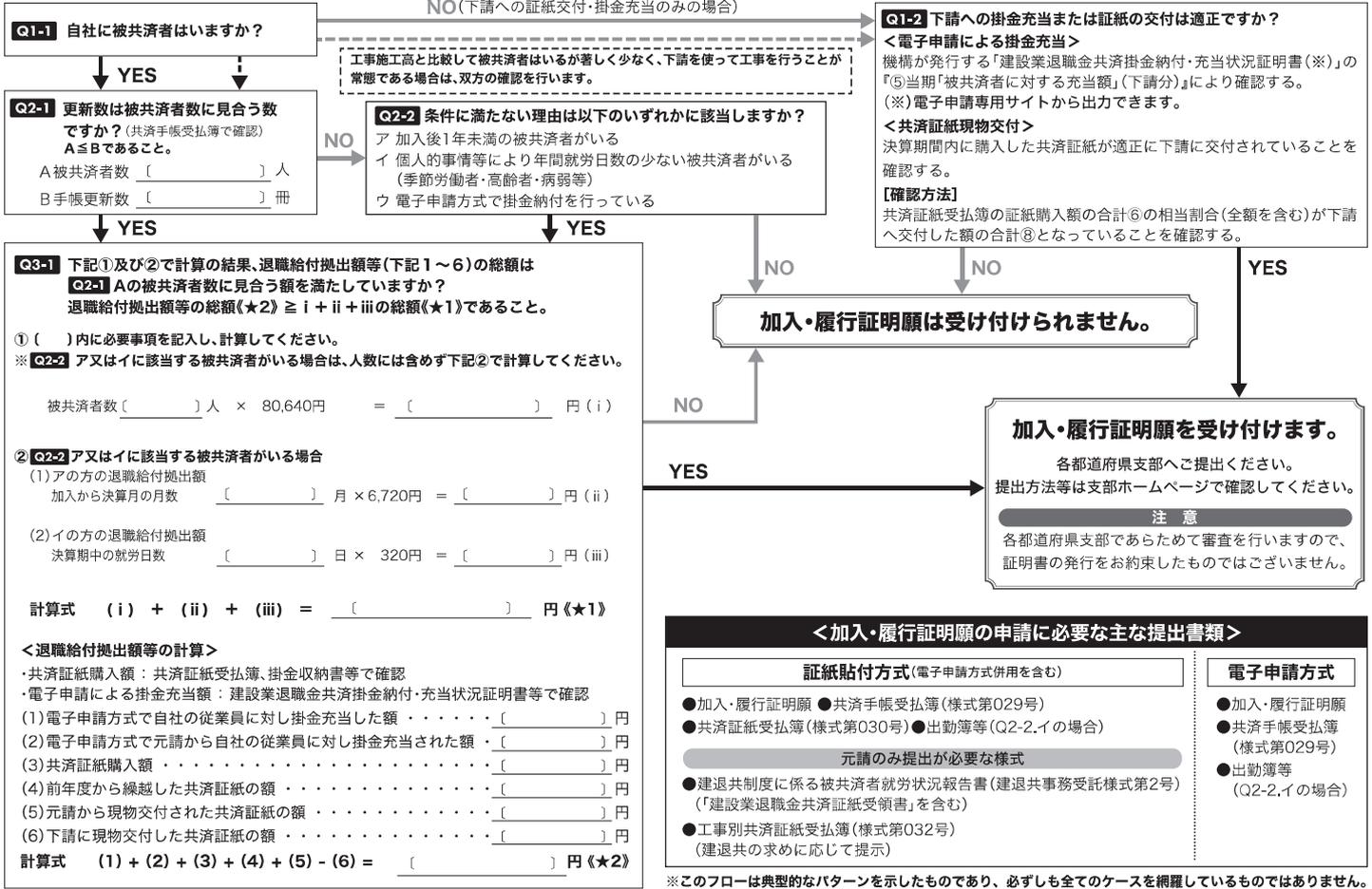
## 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

建退共本部ホームページ <https://kentaikyotaisyokukin.go.jp/>

《問い合わせ先》共済契約者番号：100で始まる契約者は 建退共本部 03-6731-2831

：51～97で始まる契約者は 各都道府県支部 中面一覽表参照

# 加入・履行証明願受付に関するフロー



## 建退共支部一覧表

支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西3-1	011(261)6186	011(251)2305
青森県	030-0803	青森市安方2-9-13	017(737)6152	017(722)7617
岩手県	020-0873	盛岡市松尾町17-9	019(622)4536	019(653)6113
宮城県	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48	022(263)2973	022(263)3038
秋田県	010-0951	秋田市山王4-3-10	018(823)5495	018(685)2306
山形県	990-0024	山形市あさひ町18-25	023(632)8364	023(624)7391
福島県	960-8061	福島市五月初4-25	024(523)1618	024(522)4513
茨城県	310-0062	水戸市大町3-1-22	029(225)0095	029(225)1158
栃木県	321-0933	宇都宮市築港町1958-1	028(639)2611	028(639)2985
群馬県	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	027(252)1666	027(252)1993
埼玉県	336-8515	さいたま市南区大手袋4-1-7	048(861)5111	048(661)5376
千葉県	260-0024	千葉市中央区中央蒲1-3-1	043(246)7379	043(203)5020
東京都	104-0032	中央区八丁堀2-5-1	03(3551)5242	03(3552)5354
神奈川県	231-0011	横浜市中区太田町2-22	045(201)8454	045(201)2767
新潟県	950-0965	新潟市中央区新光明7-5	025(285)7117	025(285)7119
富山県	930-0094	富山市中央区新光町3-14	076(432)5576	076(432)5578
石川県	921-8036	金沢市弥生2-1-23	076(242)2608	076(241)9258
福井県	910-0854	福井市御幸3-10-15	0776(24)1015	0776(27)3003
山梨県	400-0031	甲府市丸の内1-13-7	055(235)4421	055(233)9572
長野県	380-0824	長野市南石室町1230	026(228)7200	026(224)3061
岐阜県	500-8382	岐阜市数田東1-2-2	058(276)3744	058(273)3138
静岡県	420-0851	静岡市葵区黒金町11-7	054(255)6846	054(255)5590
愛知県	460-0008	名古屋市中区栄9-28-21	052(243)0871	052(242)4194
三重県	514-0003	津市桜橋2-177-2	059(253)6505	059(228)6143
滋賀県	520-0801	大津市にの浜1-1-18	077(522)3232	077(522)7743
京都府	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町6-45	075(231)4161	075(241)3128
大阪府	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30	06(694)13650	06(694)13489
兵庫県	651-2277	神戸市西区美賀多台1-1-2	078(997)2333	078(997)2344
奈良県	630-8241	奈良市高天町5-1	074(22)3345	074(22)3346
和歌山県	640-8262	和歌山市港通丁北1-1-8	073(436)1327	073(426)3987
鳥取県	690-0022	鳥取市西町2-310	0857(24)2281	0857(24)2283
島根県	680-0048	岡江市西條島1-3-17	0856(225)4133	086(225)5392
岡山県	700-0827	岡山市北区平和町5-10	086(225)4133	086(225)5392
広島県	730-0013	広島市中区八丁堀11-28	082(221)0138	082(221)7898
山口県	753-0074	山口市中区4-5-16	083(924)9466	083(924)12655
徳島県	770-0931	徳島市豊田浜2-10	088(622)3113	088(652)7609
香川県	760-0026	高松市豊原町6-4	087(851)7919	087(821)4079
愛媛県	790-0002	松山市二番町4-4-4	089(943)5406	089(933)0168
高知県	780-0870	高知市本町4-2-15	088(822)6181	088(823)5662
福岡県	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	092(477)6734	092(477)6726
佐賀県	840-0041	福岡市城内2-2-37	0952(26)2778	0952(24)9751
長崎県	850-0874	佐賀市魚の町3-33	095(826)2255	095(826)2289
熊本県	862-0976	長崎市魚の町3-33	096(366)5111	096(663)1192
大分県	870-0046	熊本市中心区九品寺4-6-4	096(366)5111	096(663)1192
宮崎県	880-0805	大分市荷揚町4-28	097(536)4800	097(534)5828
鹿児島県	890-8512	宮崎市大通東2-9-19	0985(20)8867	0985(20)8889
沖縄県	901-2131	鹿児島市鴨池新町6-10	099(257)9216	099(256)9681
		浦添市牧港5-6-8	098(876)5214	098(870)4565
		沖縄県建設会館2階		

令和5年5月1日現在

(2023.05.15.000)